

第3期 佐賀市
子ども・子育て支援事業計画（案）

令和6年8月

佐賀市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の方法	2
5 計画の推進体制	3

第2章 佐賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯の状況	4
2 人口動態・就労の状況	8
3 子育て関連施設の推移	12
4 保育施設の待機児童の推移	18

第3章 佐賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

1 子育ての環境	20
2 子育てに対する意識	24

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	29
2 基本目標	30

第5章 施策の展開

1 基本理念の実現に向けたそれぞれの取組	31
----------------------	----

第6章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	40
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	40
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	44

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯のさらなる増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題への解決が求められています。

国は、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年には「新エンゼルプラン」を作成し、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、子ども・子育て支援について総合的な施策を講じてきました。

しかし、依然として少子化が進行していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、待機児童問題や仕事と子育ての両立支援の環境整備が十分でないことなどから、平成24年に一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

また、全てのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月には「こども大綱」が定められ、「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化されました。

これまで佐賀市では、平成17年に「佐賀市次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成22年には「佐賀市次世代育成支援行動計画」（後期計画）、平成27年には子ども・子育て支援法に基づき、市民の多様な保育・子育ての支援ニーズに応えるため、「第1期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。そして「子ども親も心豊かに共育ち 家庭・地域・社会で育む子どもの笑顔」を基本理念として、こどもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、家庭と地域や職場など社会全体が一体となって子育てを支えていくまちを目指し、子育て支援を行ってきました。

また、令和2年には第1期計画の基本理念を引き継ぎ「第2期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに対応するための保育施設の整備、放課後児童クラブの新設、保護者の育児不安の解消につながる地域子育て支援拠点の開設や乳児家庭全戸訪問など子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

この「第2期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、今後もこどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりをさらに進めていくために、これまでの成果と課題や意向調査により把握した市民ニーズを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく佐賀市の計画です。

また、本計画の第2期においては、本計画の前身である「佐賀市次世代育成支援行動計画」の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和7年3月まで延長されたことに伴い、同計画の内容を可能な限り本計画に引継ぎ、佐賀市次世代育成支援行動計画の性格を持ち合わせることであります。

本計画の第3期においても、令和6年5月の次世代育成支援対策推進法の改正により「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月まで延長されたことに伴い、市町村行動計画の性格を持ち合わせることであります。

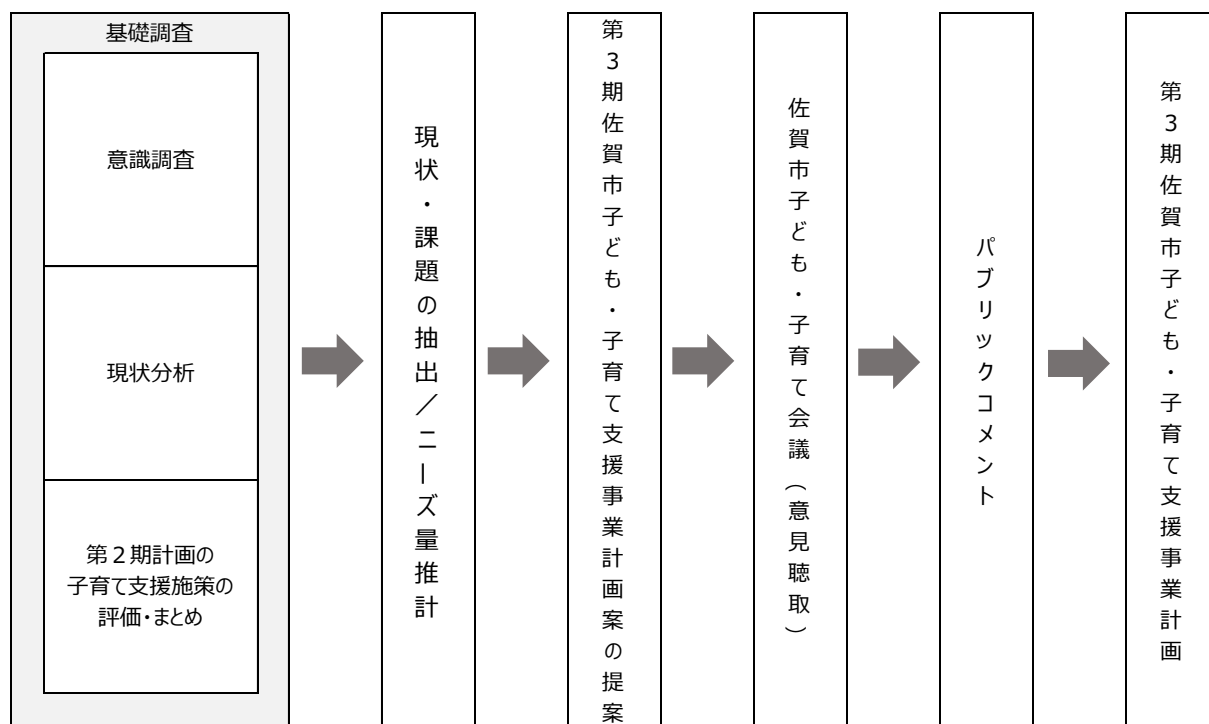
3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

4 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、意識調査や現状分析等の基礎調査で課題の抽出やニーズ量推計を行い、「子ども・子育て支援法第61条」に基づき「佐賀市子ども・子育て会議」で意見を聴取しました。



(2) 意識調査の実施概要

<目的>

本調査は、「子ども・子育て支援法」において義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関する基礎データ及び住民の意識等を把握するために実施しました。

<調査概要>

対象	就学前児童の保護者調査 (市内在住の就学前児童を持つ保護者)	小学校児童の保護者調査 (市内在住の小学生を持つ保護者)
調査地域	佐賀市全域	
抽出方法	・住民基本台帳から校区別に抽出 ・抽出する場合、校区と児童年齢が均等になるよう予め割付を行った。 ※ただし、2名以上の未就学児を持つ保護者に対しては調査票が複数配布されないように配慮した。	
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	
調査期間	令和6年4月16日(火)～4月30日(火)	
標本数	2,500(抽出)	1,500(抽出)
有効回収数	1,024	633
回収率	41.0%	42.2%

5 計画の推進体制

この計画の進捗、各種施策の取組状況については、佐賀市子ども・子育て会議に報告し、点検していきます。そこで出てきた課題等については、各種施策の検討に反映するよう努めるとともに、必要な場合は、この計画の修正、見直しを検討します。

第 2 章 佐賀市のこどもや子育てを取り巻く現状

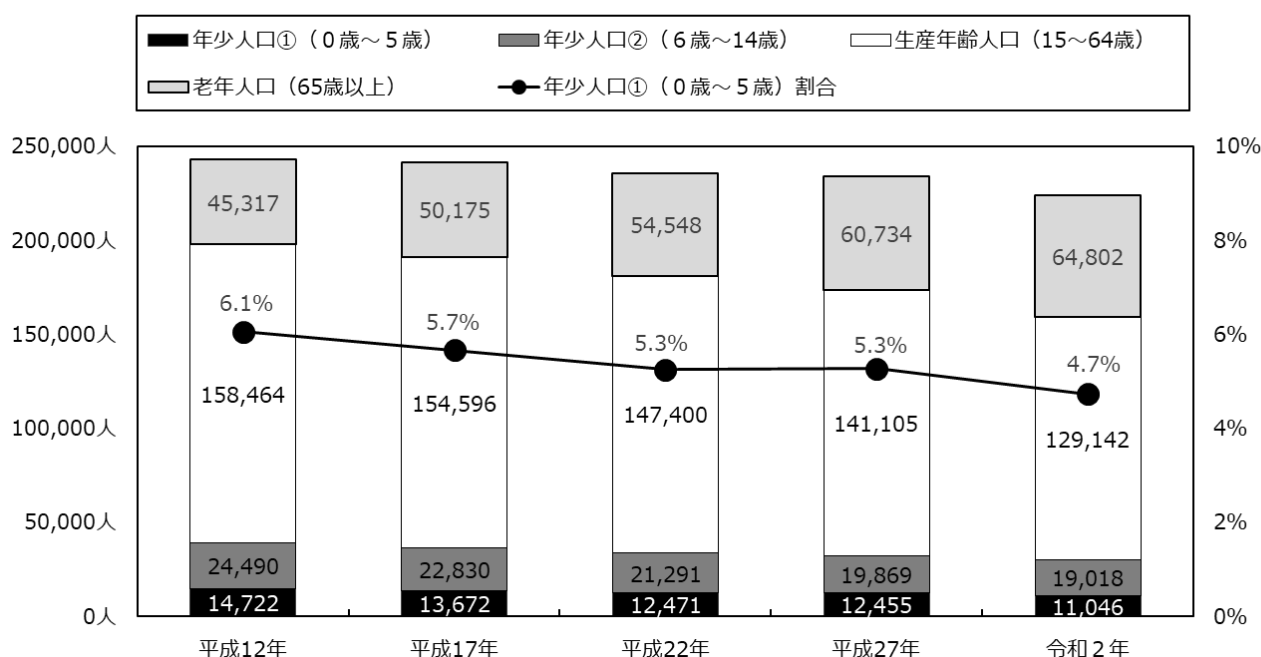
1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の推移

佐賀市の総人口は、平成12年から令和2年までの20年間で9,775人減少しています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～5歳、6～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の状況がみられます。

[年齢3区分別人口構成の推移]



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	243,076人	241,361人	237,506人	236,372人	233,301人
老年人口 (65歳以上)	45,317人	50,175人	54,548人	60,734人	64,802人
構成比	18.6%	20.7%	23.0%	25.7%	27.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	158,464人	154,596人	147,400人	141,105人	129,142人
構成比	65.2%	64.1%	62.1%	59.7%	55.4%
年少人口② (6歳～14歳)	24,490人	22,830人	21,291人	19,869人	19,018人
構成比	10.1%	9.5%	9.0%	8.4%	8.2%
年少人口① (0歳～5歳)	14,722人	13,672人	12,471人	12,455人	11,046人
構成比	6.1%	5.7%	5.3%	5.3%	4.7%
年齢不詳	83人	88人	1,796人	2,209人	9,293人

資料：国勢調査

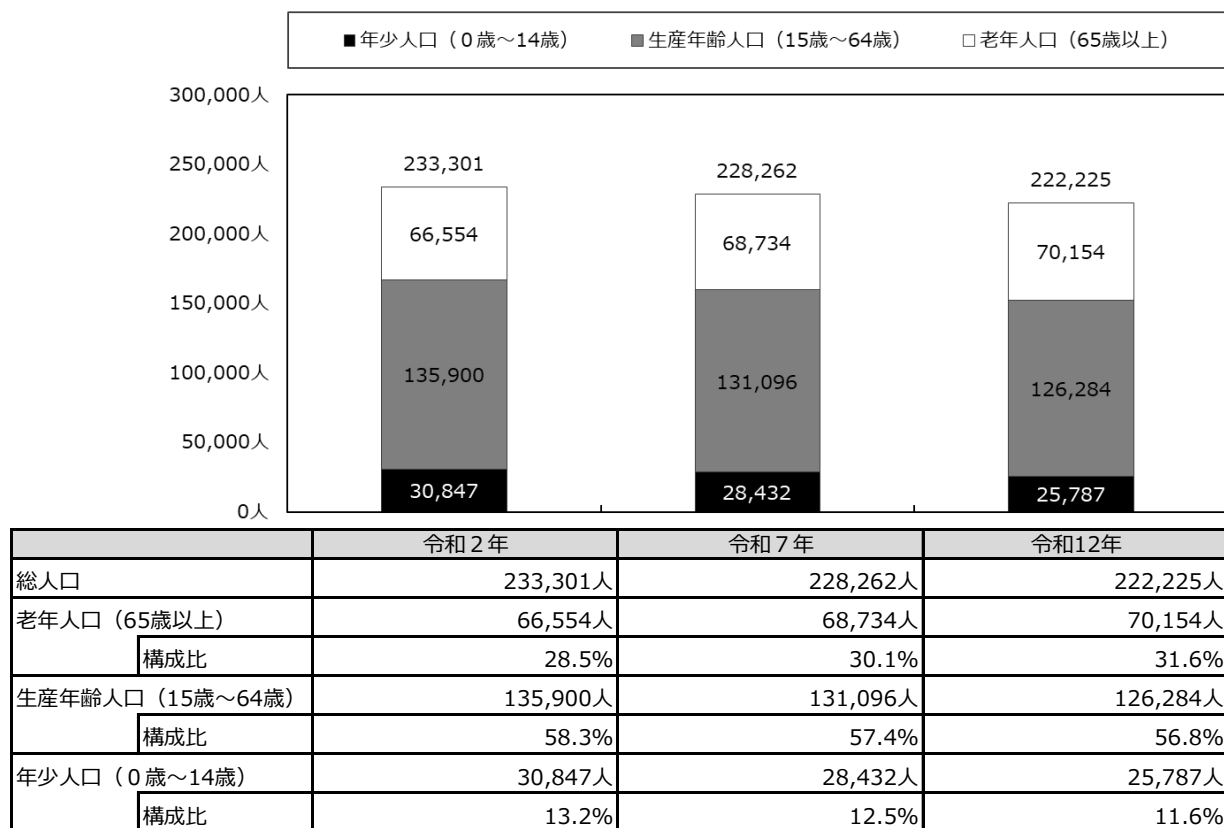
※総人口には、年齢不詳含む。

(2) 将来推計人口

佐賀市における令和12年までの将来推計人口は、以下のように予測されています。これを見ると、総人口は減少傾向にあることがわかります。

年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向となっており、将来も少子高齢化が進行すると見込まれます。

[将来推計人口]



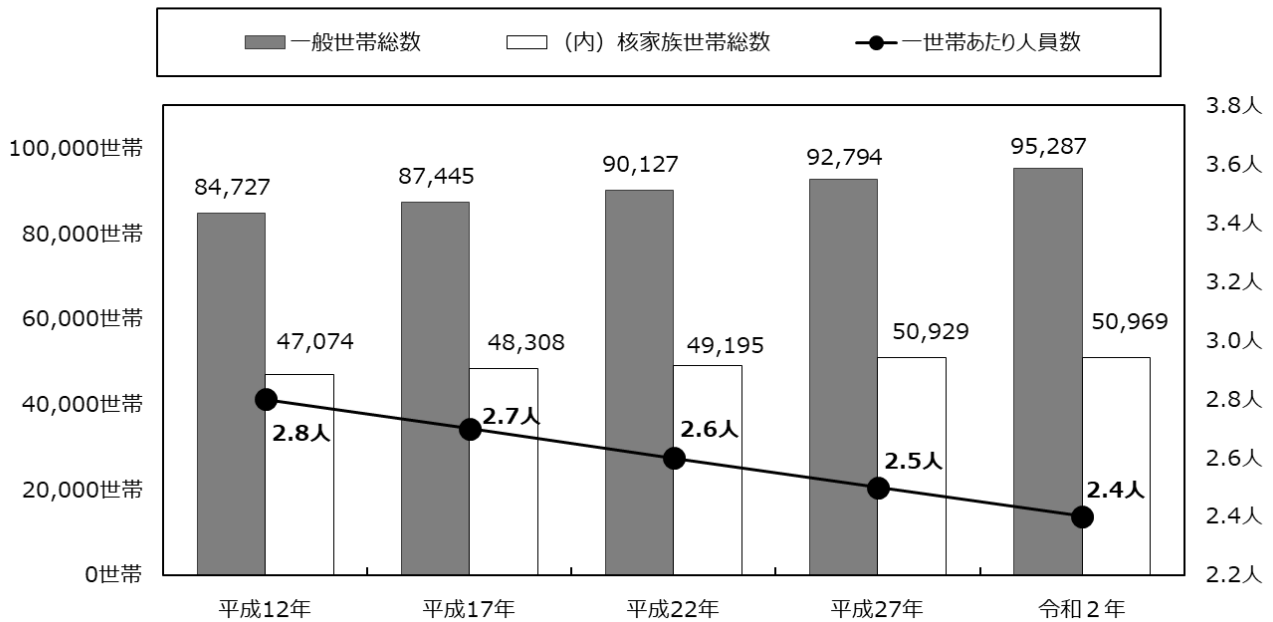
資料：国立社会保障・人口問題研究所の公表値（令和5年12月22日）

(3) 世帯構成の推移

佐賀市の世帯構成の推移についてみると、一般世帯数は平成12年から令和2年にかけて増加傾向にあり、10,560世帯増えています。

また、核家族世帯の世帯数が3,895世帯増加、単独世帯の世帯数が11,708世帯増加し、一世帯あたり人員数については減少しています。

[世帯構成の推移]



(単位：世帯)

	一般世帯総数 ①～⑦	親族世帯							非親族世帯 ⑥	単独世帯 ⑦	一般世帯人員数 ⑧
		総数 ①～⑤	核家族世帯				その他の親族世帯 ⑤				
			総数 ①～④	夫婦のみ ①	夫婦と子ども ②	男親と子ども ③		女親と子ども ④			
平成12年	84,727	61,534	47,074	14,539	25,460	906	6,169	14,460	283	22,910	235,946
平成17年	87,445	61,935	48,308	15,518	24,685	1,051	7,054	13,627	322	25,188	233,654
平成22年	90,127	61,579	49,195	16,072	24,303	1,106	7,714	12,384	700	27,848	229,997
平成27年	92,794	61,687	50,929	16,934	24,690	1,184	8,121	10,758	651	30,456	228,309
令和2年	95,287	60,012	50,969	17,705	23,797	1,220	8,247	9,043	657	34,618	224,813

資料：国勢調査（各年）

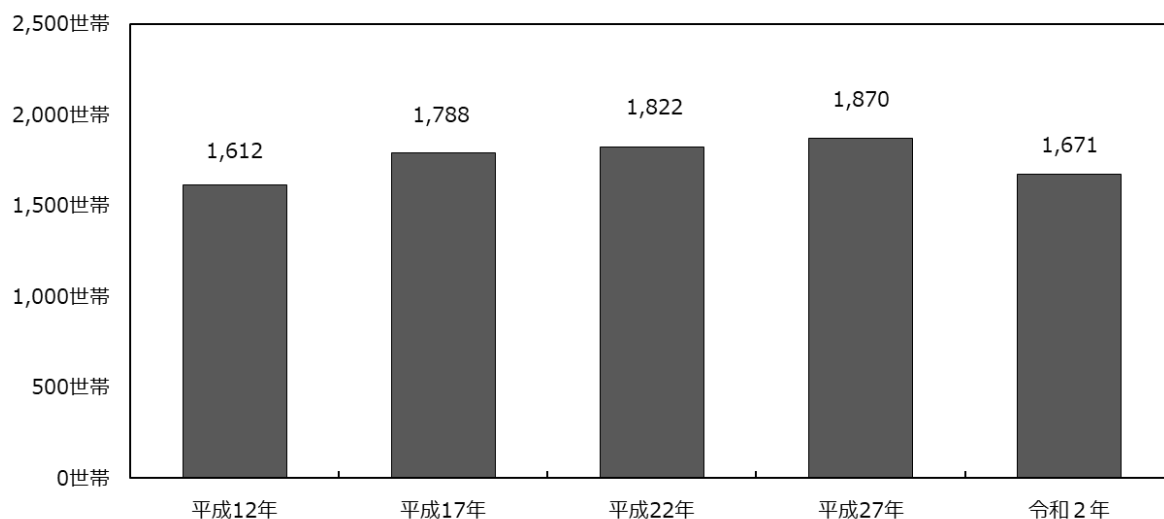
※一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まりという概念を基本としている。

※世帯主と世帯員の続き柄の組み合わせによる世帯の家族構成を類型化している。

(4) ひとり親世帯の推移

佐賀市のひとり親世帯（20歳未満のこどもがいる母子のみ家庭、父子のみ家庭）の推移をみると、平成12年から平成27年までは増加を続けていましたが、令和2年にかけては減少しています。

[ひとり親世帯の推移]



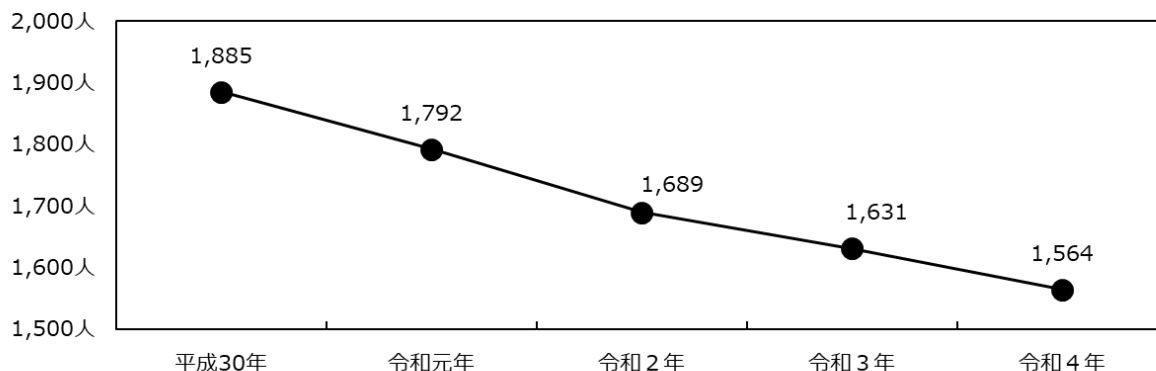
資料：国勢調査（各年）

2 人口動態・就労の状況

(1) 出生数の推移

佐賀市の出生数の推移をみると、平成30年から令和4年にかけて一貫して減少をつづけており、平成30年から令和4年までの5年間で321人減少しています。

[出生数の推移]

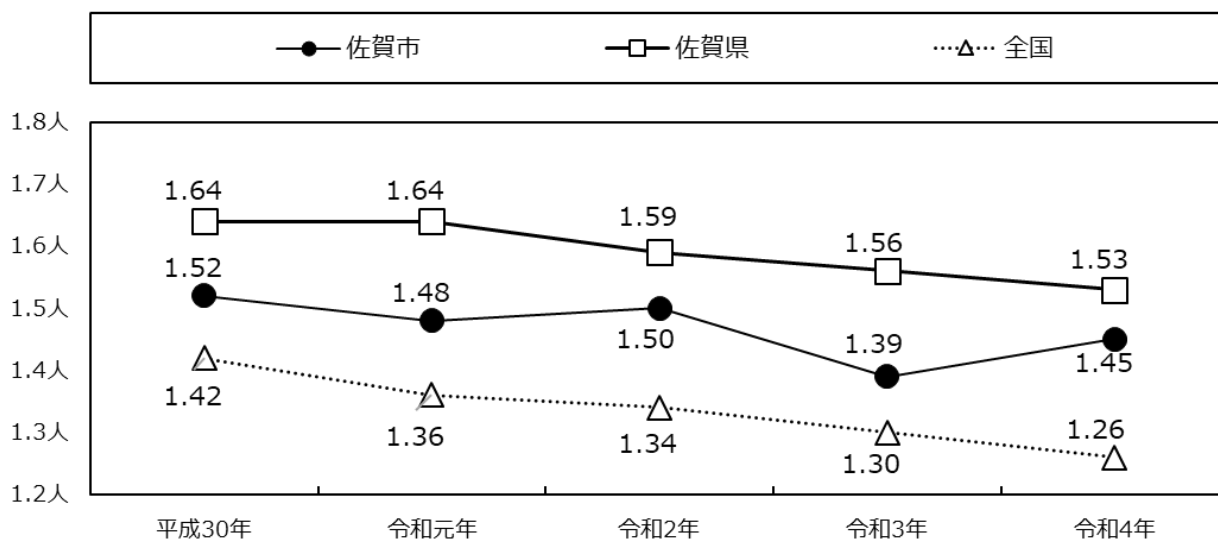


資料：人口動態統計（佐賀県）

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、佐賀市の合計特殊出生率は全国を上回っているものの、佐賀県を下回っている状況です。

[合計特殊出生率の推移]



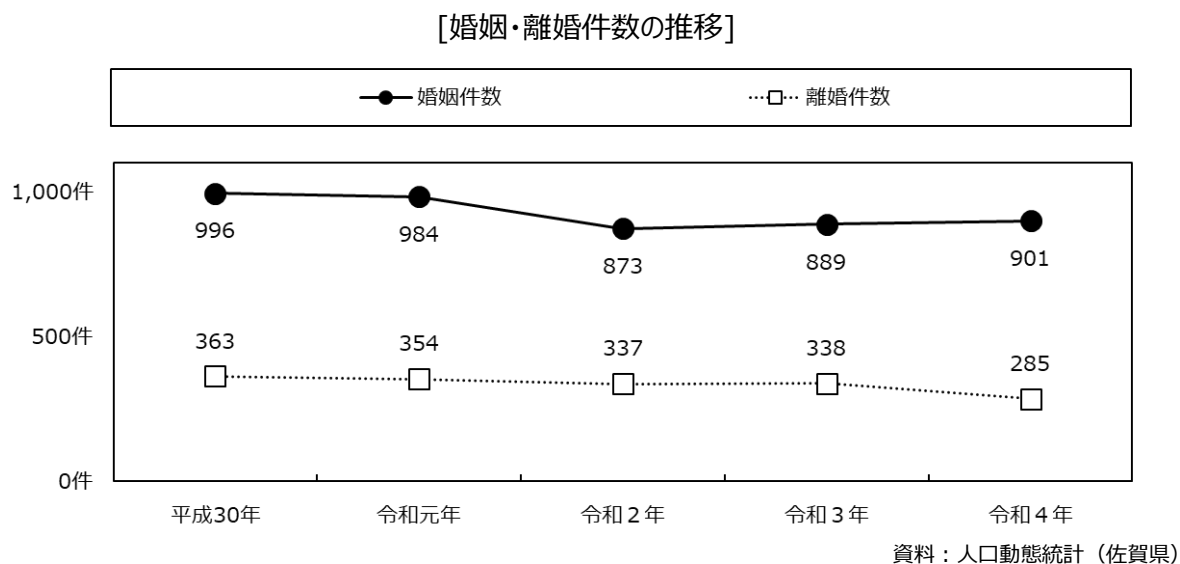
資料：人口動態統計（厚生労働省・佐賀県）

※合計特殊出生率・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 婚姻・離婚の状況

佐賀市の平成30年から令和4年までにおける婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和2年までは減少を続け、その後微増しています。

離婚件数は5年間でゆるやかに減少しています。



※婚姻件数・・・各年における1月から12月の間に届出された婚姻届の件数

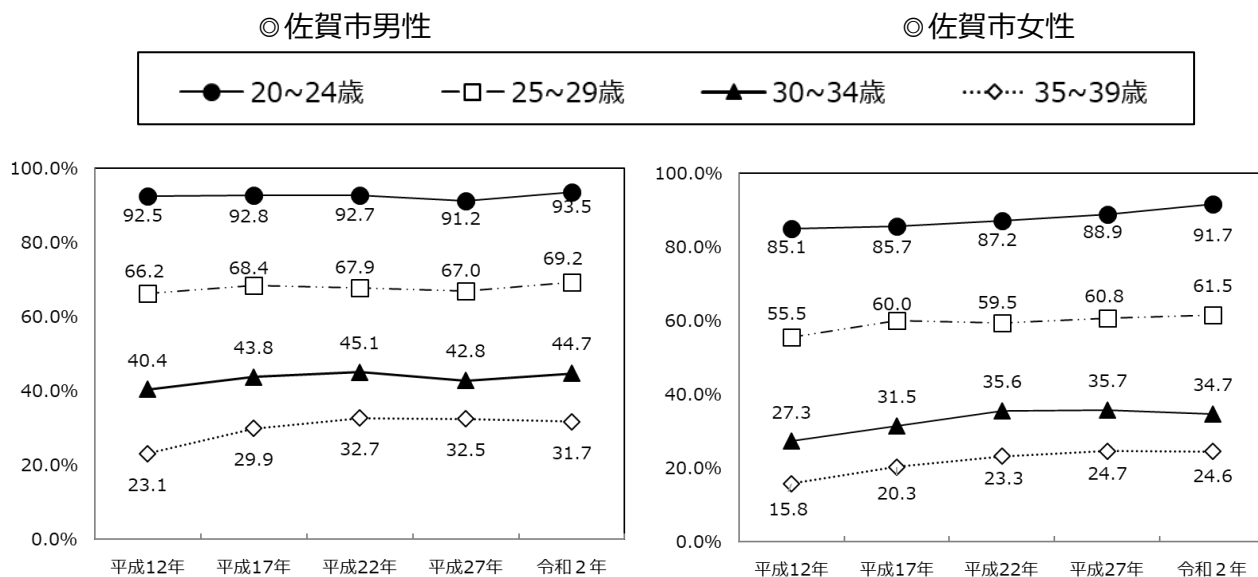
※離婚件数・・・各年における1月から12月の間に、協議離婚については届出、調停・審判・和解・請求の認諾及び判決離婚については成立または確定した件数

(4) 未婚率の状況

佐賀市における未婚率※の推移をみると、男性は35～39歳を除き、平成27年から令和2年にかけて未婚率はゆるやかに上昇しており、女性は20～24歳、25～29歳で上昇傾向にあります。

令和2年における佐賀市の未婚率を佐賀県・全国と比較すると、35～39歳の男性を除くすべての性別・年代で、男女ともに佐賀県・全国を上回る数値となっています。

[未婚率の推移]



(単位：%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成12年	佐賀市	92.5	85.1	66.2	55.5	40.4	27.3	23.1	15.8
	佐賀県	89.7	87.9	64.7	52.8	39.5	25.1	24.0	13.0
	全国	92.9	88.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
平成17年	佐賀市	92.8	85.7	68.4	60.0	43.8	31.5	29.9	20.3
	佐賀県	89.9	88.7	65.4	56.2	42.6	29.9	29.7	18.2
	全国	93.4	89.6	71.4	59.0	57.1	32.0	30.0	18.4
平成22年	佐賀市	92.7	87.2	67.9	59.5	45.1	35.6	32.7	23.3
	佐賀県	91.0	87.2	65.5	56.8	43.2	32.8	32.0	21.4
	全国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
平成27年	佐賀市	91.2	88.9	67.0	60.8	42.8	35.7	32.5	24.7
	佐賀県	90.6	87.6	66.1	58.1	42.6	32.8	31.5	22.3
	全国	90.3	87.9	68.0	58.6	44.5	33.5	33.4	23.2
令和2年	佐賀市	93.5	91.7	69.2	61.5	44.7	34.7	31.7	24.6
	佐賀県	91.0	88.5	66.8	58.1	44.4	33.2	32.3	22.7
	全国	88.5	87.1	65.4	58.2	43.7	33.6	32.4	22.8

資料：国勢調査

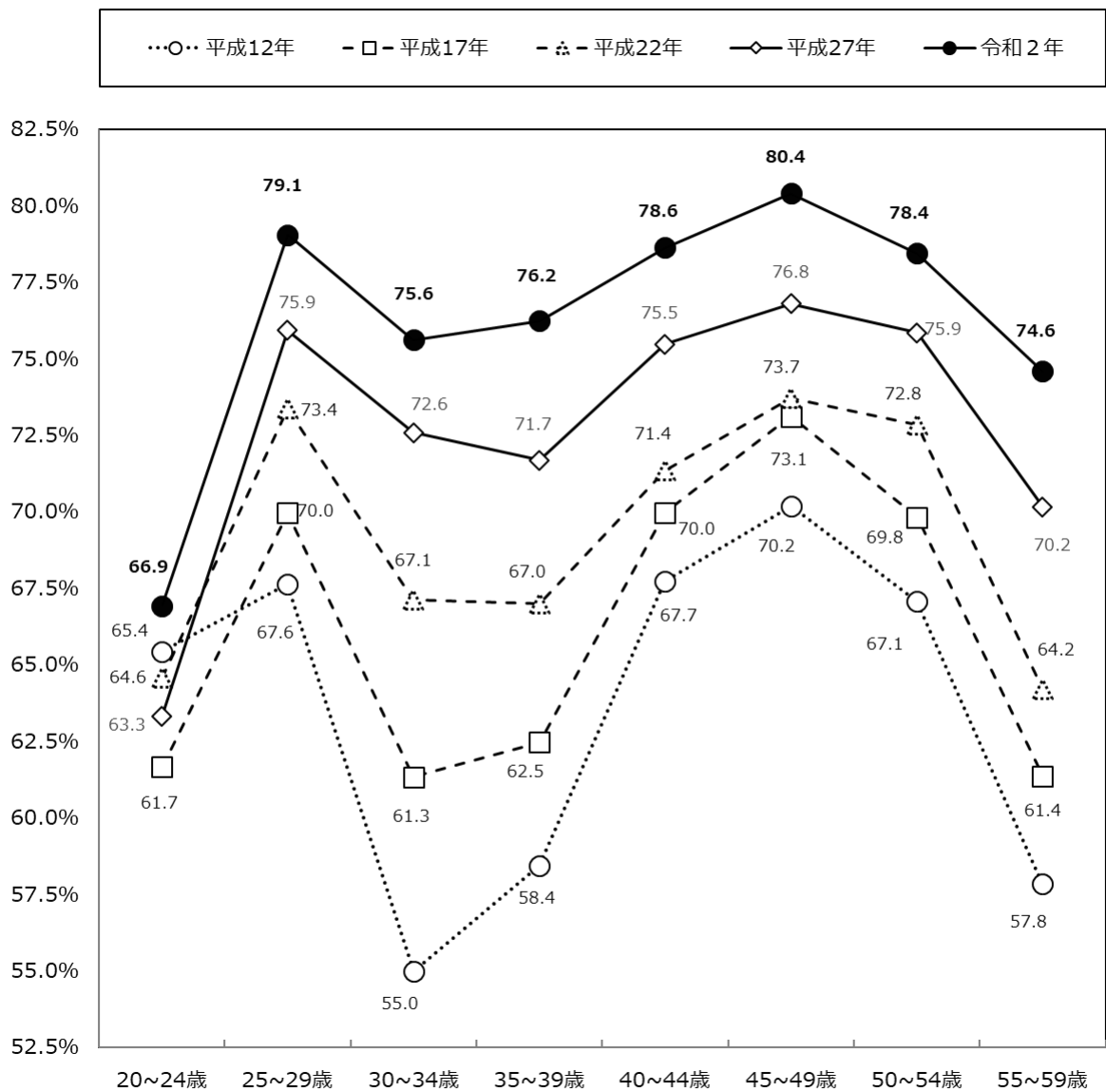
※未婚率…15歳以上人口の配偶関係（未婚・有配偶・死別・離別）において、未婚者の割合

(5) 女性の就労状況

佐賀市の女性の年齢別就業率※をみると、30～34歳で一旦下がりますが、35～39歳から増上昇に転じています。

平成12年から令和2年までの長期的な傾向をみると、就業率はすべての年齢層で上昇傾向にあります。平成27年から令和2年までの直近の傾向をみると、35～39歳の層で4.5ポイント増加しており、最も伸びが大きくなっています。

[女性の年齢別就業率の推移]



資料：国勢調査（各年）

※就業率…15歳以上人口に占める、就業者（賃金、給料、諸手当、営業利益、手数料、内職収入など、収入になる仕事を少しでもした人）の割合

3 子育て関連施設の推移

(1) 就学前児童の教育・保育施設数

佐賀市の子育て関係施設数の推移をみると、施設類型の変更により、保育所及び幼稚園が減少し、認定こども園（幼保連携型、保育所型）が増加傾向にあります。

また、認可外保育施設（企業主導型保育事業）についても増加傾向にあります。

[施設数の推移] ※分園は除く

(単位：箇所)

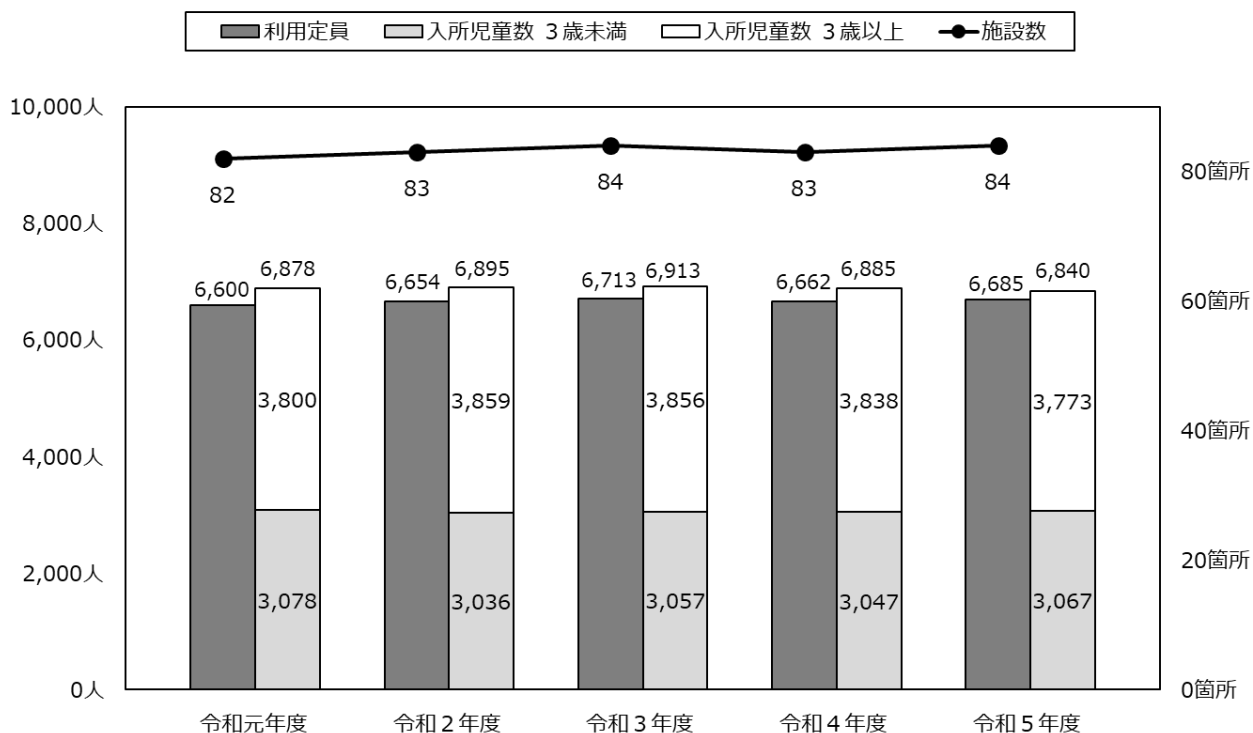
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市立	①保育所	4	4	4	4	4
	②幼稚園	1	1	1	1	1
私立等	③認定こども園（幼保連携型）	19	19	20	21	22
	④認定こども園（幼稚園型）	11	11	11	11	11
	⑤認定こども園（保育所型）	1	1	1	4	7
	⑥保育所（私立）	30	30	30	26	23
	⑦幼稚園（私立）	14	14	13	13	12
	⑧幼稚園（国立大学附属）	1	1	1	1	1
	⑨家庭的保育事業	1	0	0	0	1
	⑩小規模保育事業A型	20	21	22	22	21
	⑪小規模保育事業B型	3	3	2	1	1
	⑫小規模保育事業C型	0	0	0	0	0
	⑬居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
	⑭小規模型事業所内保育事業	2	3	3	4	4
	⑮保育所型事業所内保育事業	2	2	2	1	1
	⑯認可外保育施設（企業主導型保育事業）	10	10	13	14	14
	⑰認可外保育施設（企業主導型保育事業以外）	29	29	26	27	27
計		148	149	149	150	150

資料：佐賀市保育幼稚園課（各年3月31日時点）

(2) 保育所の状況

佐賀市には84箇所（公立：4・私立：23・認定こども園（幼保連携型・保育所型）：29・地域型保育事業：28）の認可保育所があります。入所児童数については横ばいですが、利用定員に対して入所児童数が超過している状況が続いており、令和5年度時点、利用定員6,685人に対して、定員の弾力化により6,840人が入所しています。

[入所児童数等の推移]



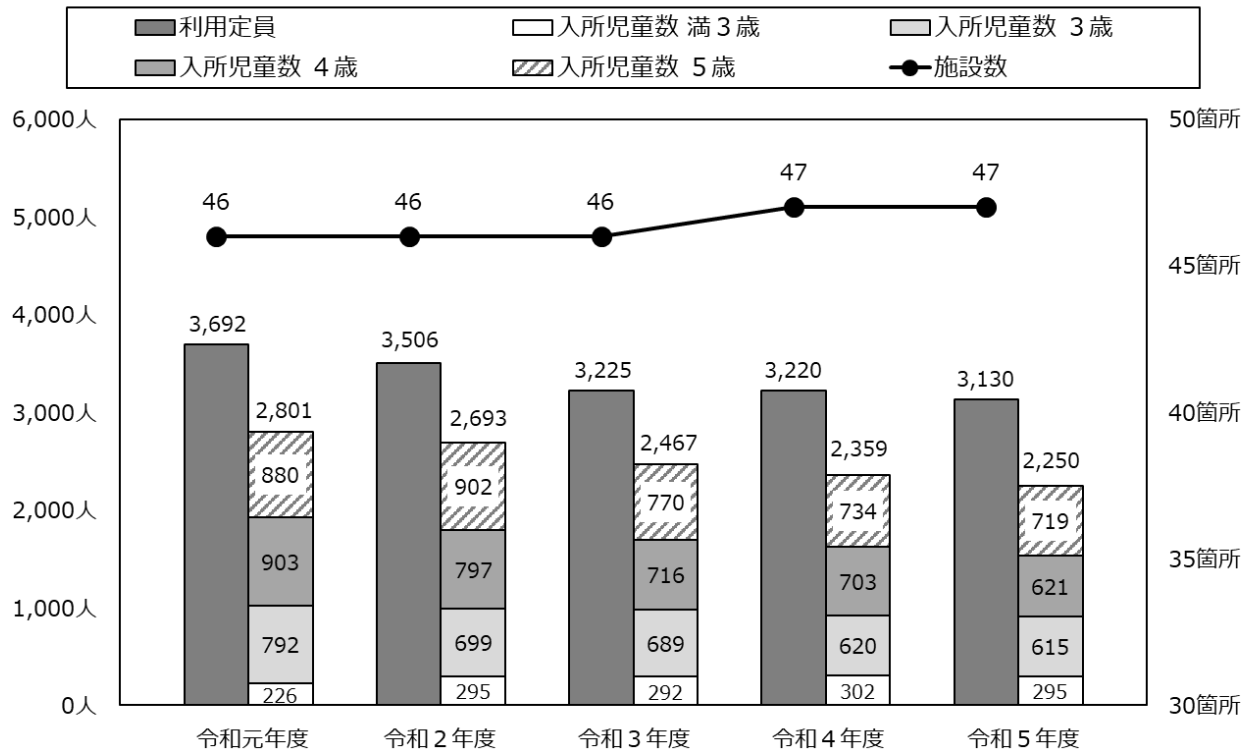
資料：佐賀市保育幼稚園課

(利用定員・施設数：各年3月31日時点、入所児童数：各年3月1日時点)

(3) 幼稚園の状況

佐賀市には47箇所（公立：1・私立：12・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）：33・国立大学附属：1）の幼稚園があり、入園児童数は令和5年度で2,250人となっています。定員に対する入園児童数の割合は各年度7割台で推移しています。

[幼稚園入園児童数の推移]



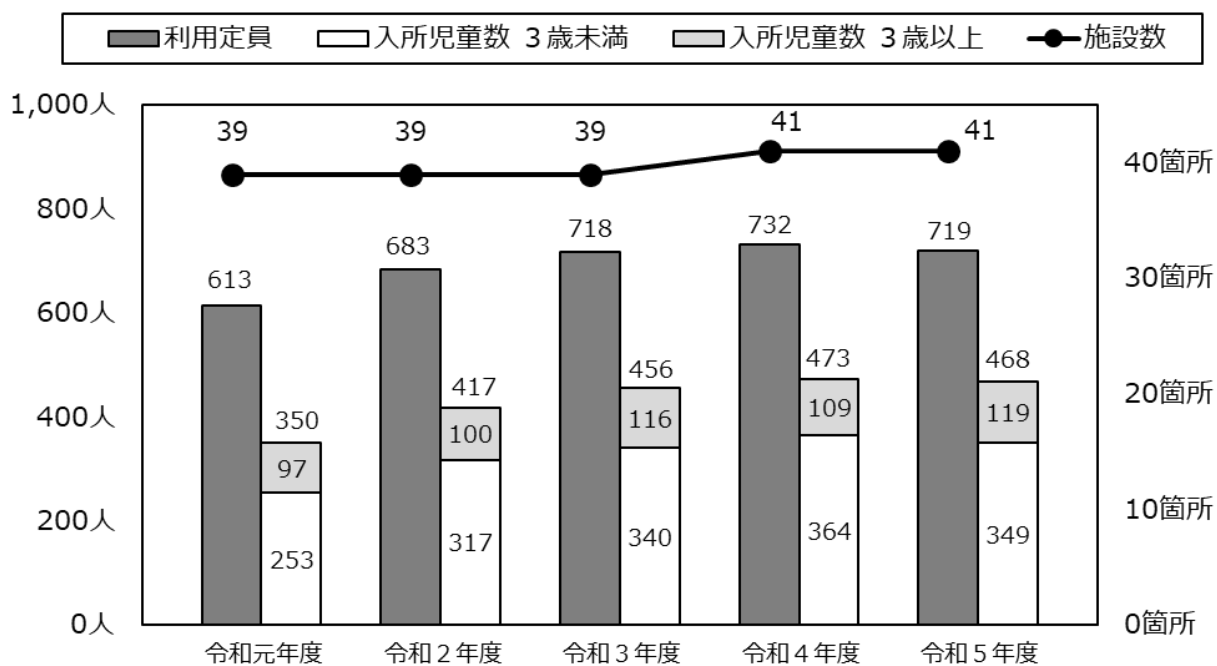
資料：佐賀市保育幼稚園課

(利用定員・施設数：各年度3月31日時点、入園児童数：各年度3月1日時点、私学助成分のみ5月1日時点)

(4) 認可外保育施設の状況

佐賀市には41箇所の認可外保育施設（企業主導型保育施設14箇所、企業主導型保育施設以外27箇所。幼稚園型認定こども園の保育所機能部分は含まない。）があり、入所児童数ともに増加傾向にあります。

[入所児童数等の推移]



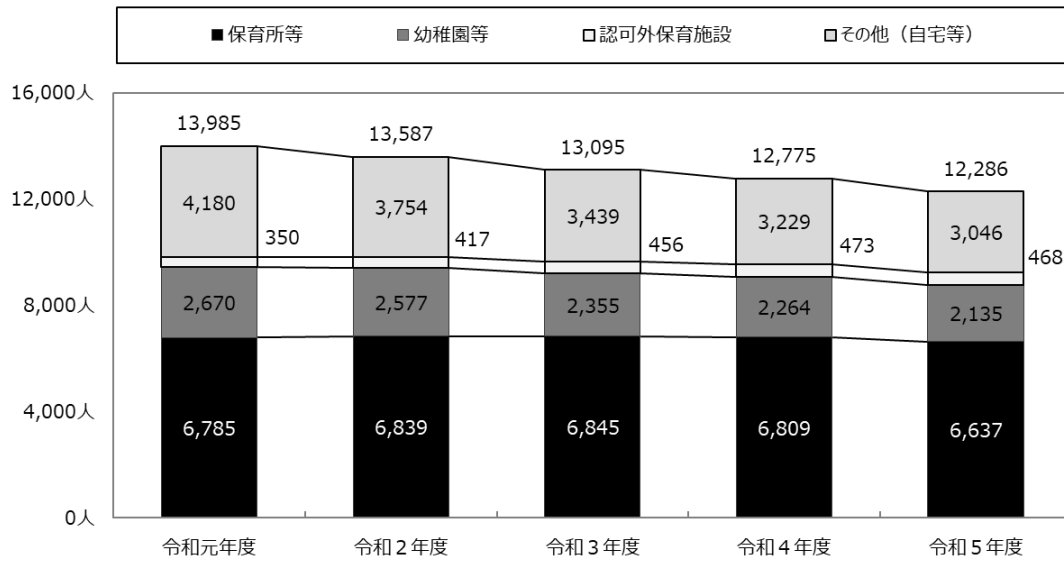
資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度9月1日時点、令和5年度の認可外保育施設のみ12月1日時点）

(5) 就学前児童の保育等の状況

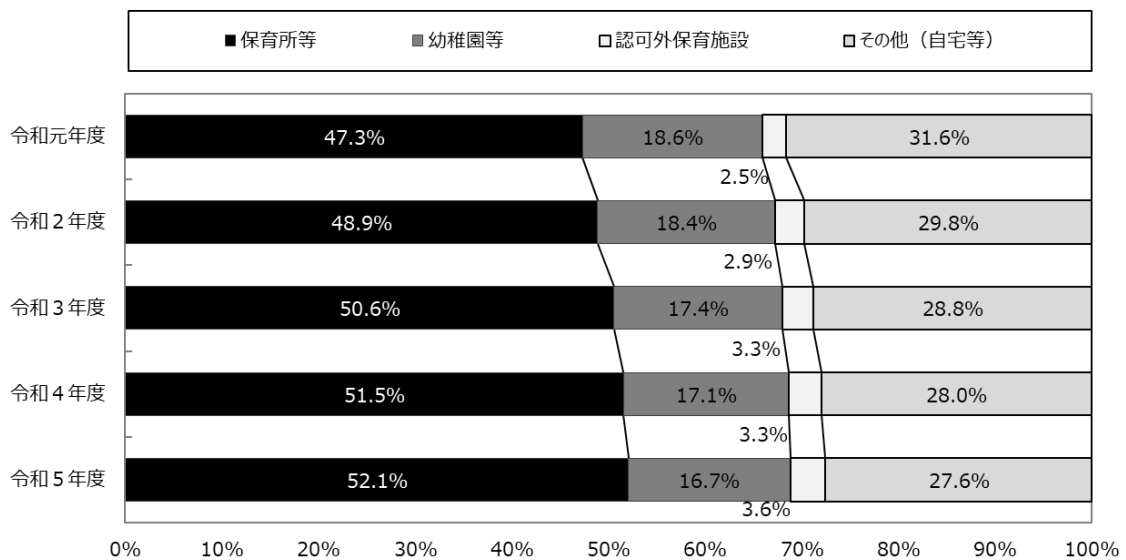
佐賀市における就学前児童数は、減少傾向にあります。

就学前児童の保育等の状況の推移をみると、認可外保育施設の利用児童数が増加傾向にあり、幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあります。また、その他（自宅等）の割合が年々減少傾向にあります。

[就学前児童の保育等の状況]



[就学前児童の保育等の状況（構成比）]



資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度3月31日時点、幼稚園（私学助成）の児童数のみ5月1日時点）

(6) 放課後児童クラブの状況

佐賀市における放課後児童クラブ実施校区は、令和2年から令和6年の5年間で増減はなく、支援単位数は増加傾向にあります。登録児童数は一貫して増加を続け、5年間で644人増加しています。

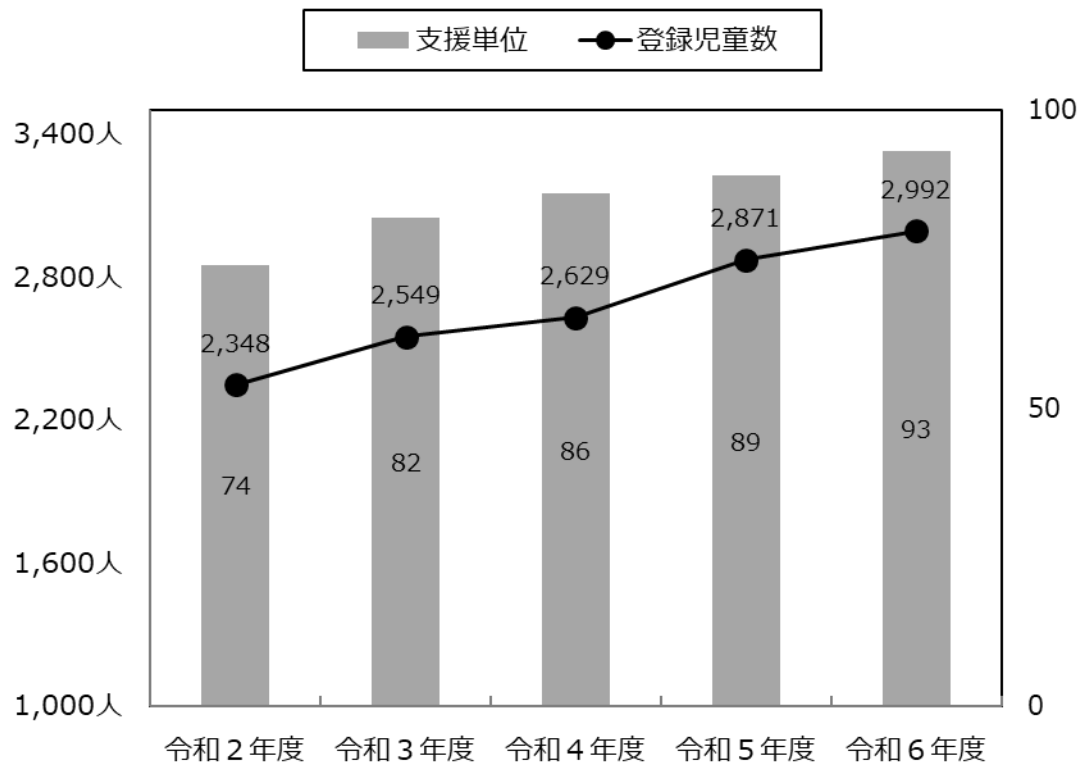
[放課後児童クラブの状況]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校区)	36	36	36	36	36
実施校区	35	35	35	35	35
支援単位	74	82	86	89	93

※佐賀大学教育学部附属小学校を含む

※支援単位・・・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したものです。佐賀市では、1単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下としている。

[放課後児童クラブの登録児童数及び支援単位の状況]



資料：佐賀市子育て総務課（各年度4月1日時点）

4 保育施設の待機児童の推移

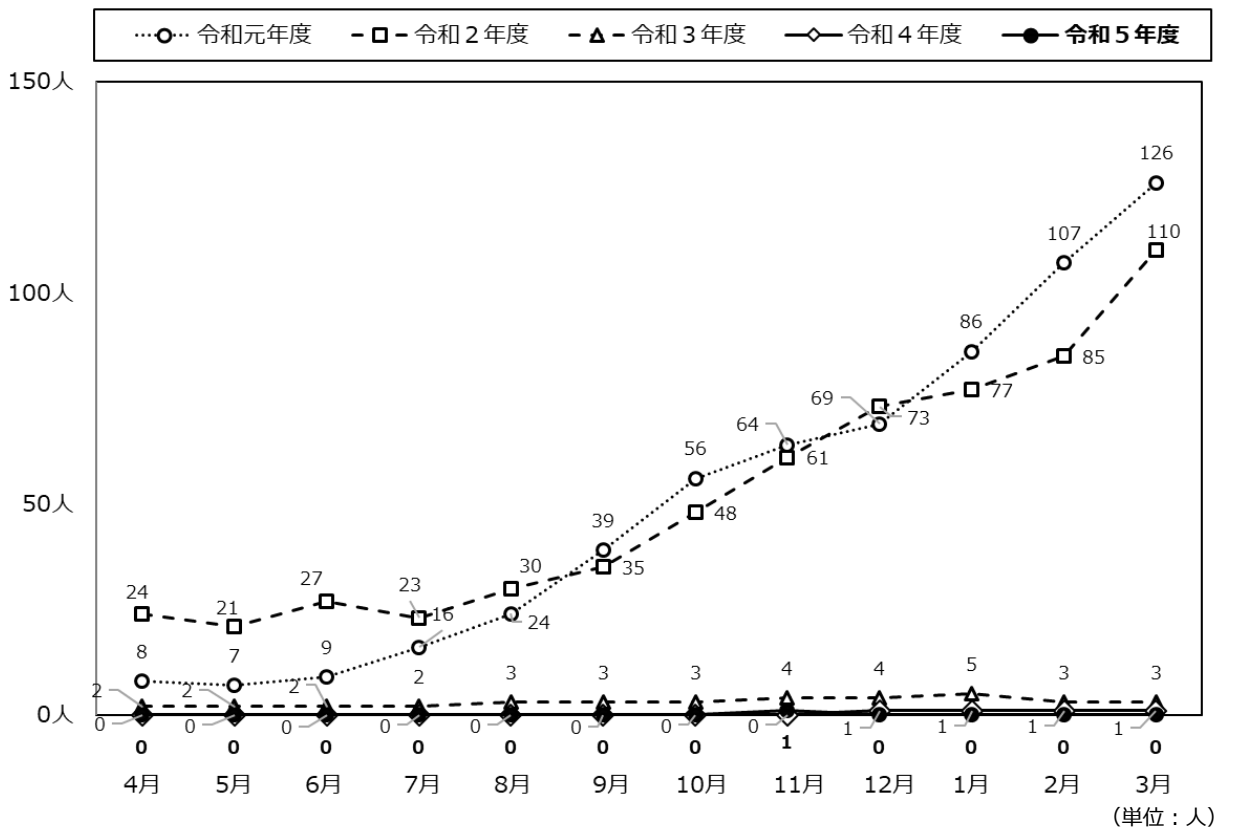
待機児童及び園指定待機児童※は年間の傾向として、年度初めの4月に最も少なく、それから増加していき年度末に最も多くなる傾向にあります。これは、0歳児以外の場合は4月入所申込が多くを占め、一方、0歳児については育児休業明けなどで随時申込が増加していくためです。

佐賀市では、定員増等による待機児童への対応を図ってきたことにより、令和4年度からは年間を通してほぼ0人となっています。

また、国の指針に合わせ、きょうだい児を待機児童としていたものから、園指定待機児童に改めたことにより、令和3年度以降の園指定待機児童の数は令和2年度までと比較して増加しております。

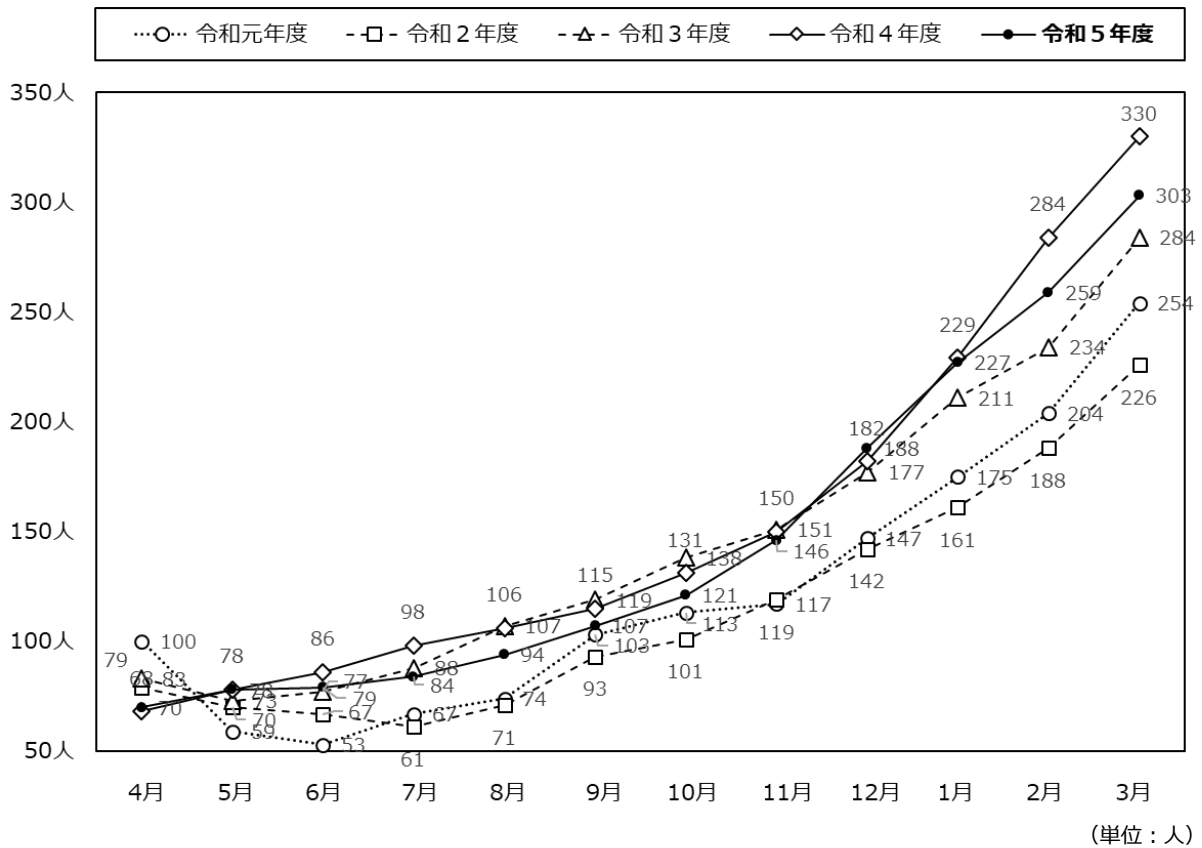
※園指定待機児童…特定の保育所等を希望することで、他の園に入所せずに待機している児童のこと。

[待機児童の推移]



資料：佐賀市保育幼稚園課

[園指定待機児童の推移]



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	100	59	53	67	74	103	113	117	147	175	204	254
令和2年度	79	70	67	61	71	93	101	119	142	161	188	226
令和3年度	83	73	77	88	107	119	138	151	177	211	234	284
令和4年度	68	78	86	98	106	115	131	150	182	229	284	330
令和5年度	70	78	79	84	94	107	121	146	188	227	259	303

資料：佐賀市保育幼稚園課

第3章 佐賀市のこどもや子育てを取り巻く課題

本計画の策定にあたって実施した意識調査から、以下のような課題があがっています。

今後は、このような課題を踏まえながら、家庭・地域・企業・行政などが一体となって子育て支援を進めていくことが必要となります。

1 子育ての環境

佐賀市の核家族世帯の推移についてみると、平成12年から令和2年にかけて核家族世帯数は増加傾向にあります。(第2章 1 人口・世帯の状況 (3) 世帯構成の推移 参照)

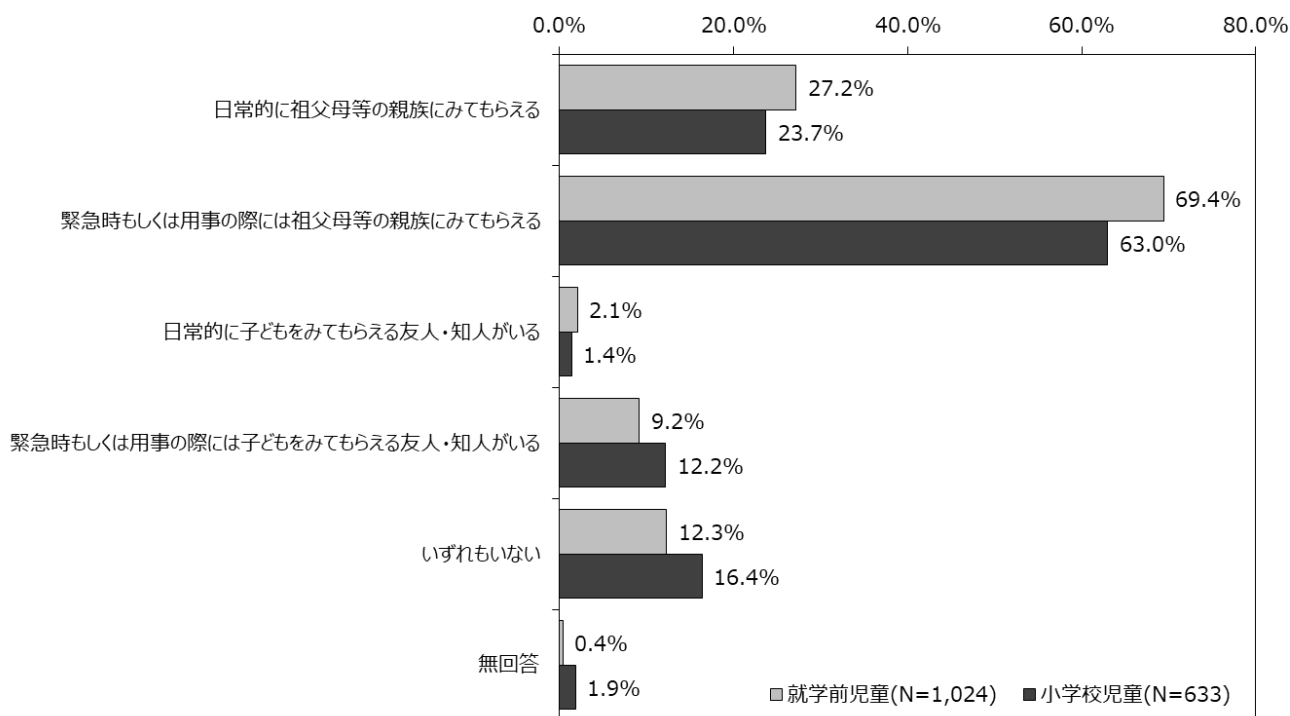
子どもを親族、友人・知人の誰にもみてもらうことができない、身近に気軽に相談する人が誰もいないなど、子育てに不安や孤独感のある保護者がわずかながら見られます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭をはじめ、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭の不安や悩み、孤立感の解消を図る支援とあわせて、早期発見・早期対応の仕組みづくりが求められます。

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(69.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(27.2%)、「いずれもいない」(12.3%)となっています。

小学校児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(63.0%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(23.7%)、「いずれもいない」(16.4%)となっています。



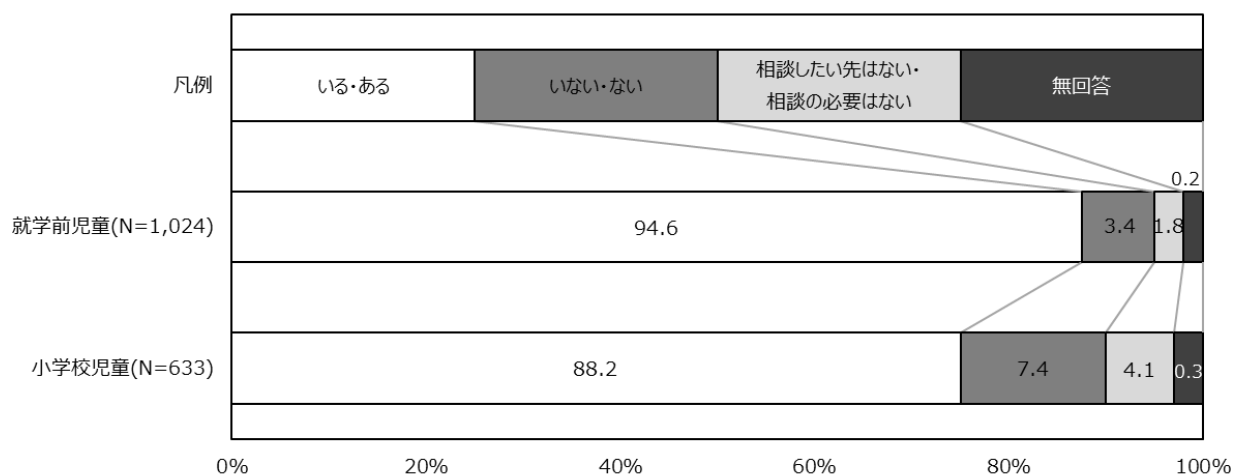
(複数回答)

資料：本計画策定に係る意識調査

(2) 子育て（教育）をする上で気軽に相談できる人・場所の有無

就学前児童保護者では、「いる・ある」(94.6%)が最も多く、次いで「いない・ない」(3.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(1.8%)となっています。

小学校児童保護者では、「いる・ある」(88.2%)が最も多く、次いで「いない・ない」(7.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(4.1%)となっています。

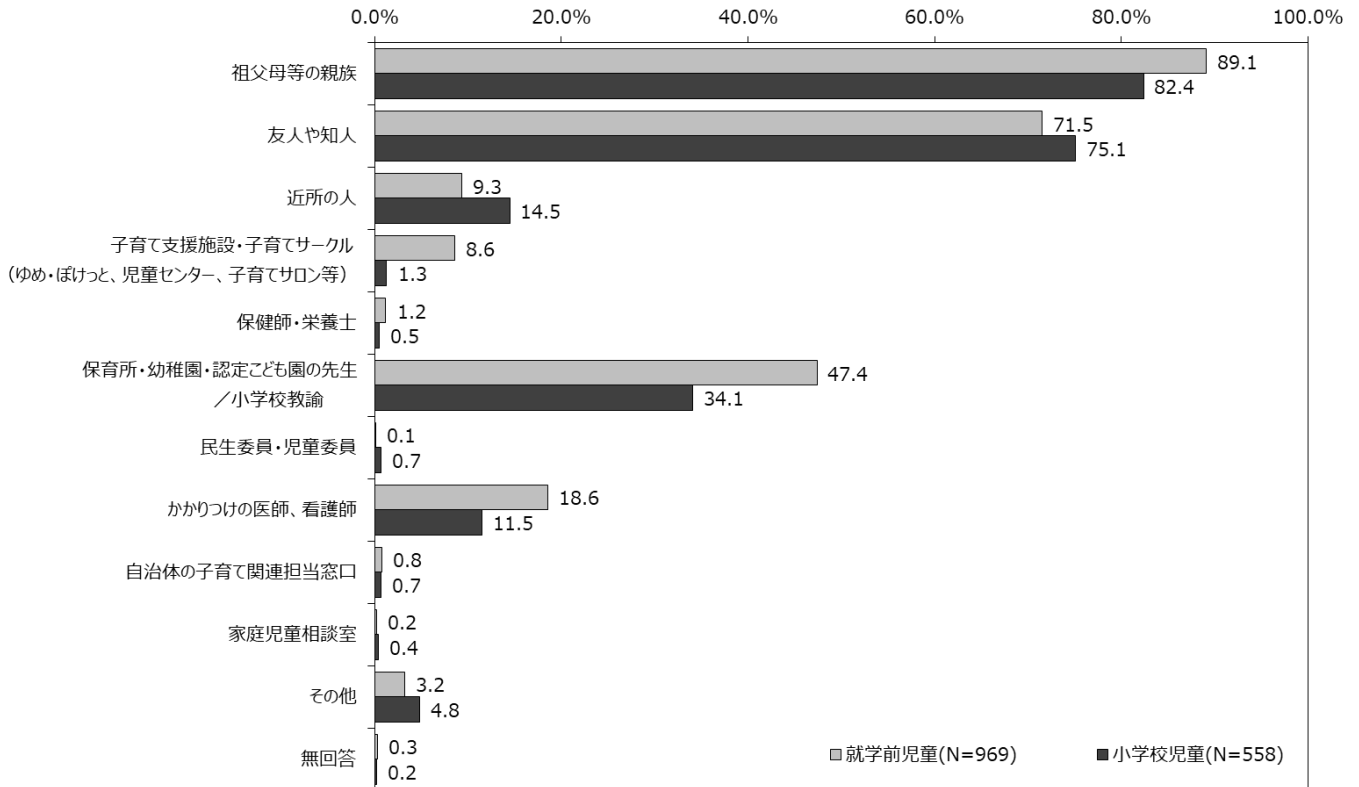


資料：本計画策定に係る意識調査

(3) 子育て（教育）上の相談先

就学前児童保護者では、「祖父母等の親族」(89.1%)が最も多く、次いで「友人や知人」(71.5%)、「保育所・幼稚園・認定こども園の先生」(47.4%)となっています。

小学校児童保護者では、「祖父母等の親族」(82.4%)が最も多く、次いで「友人や知人」(75.1%)、「小学校教諭」(34.1%)となっています。

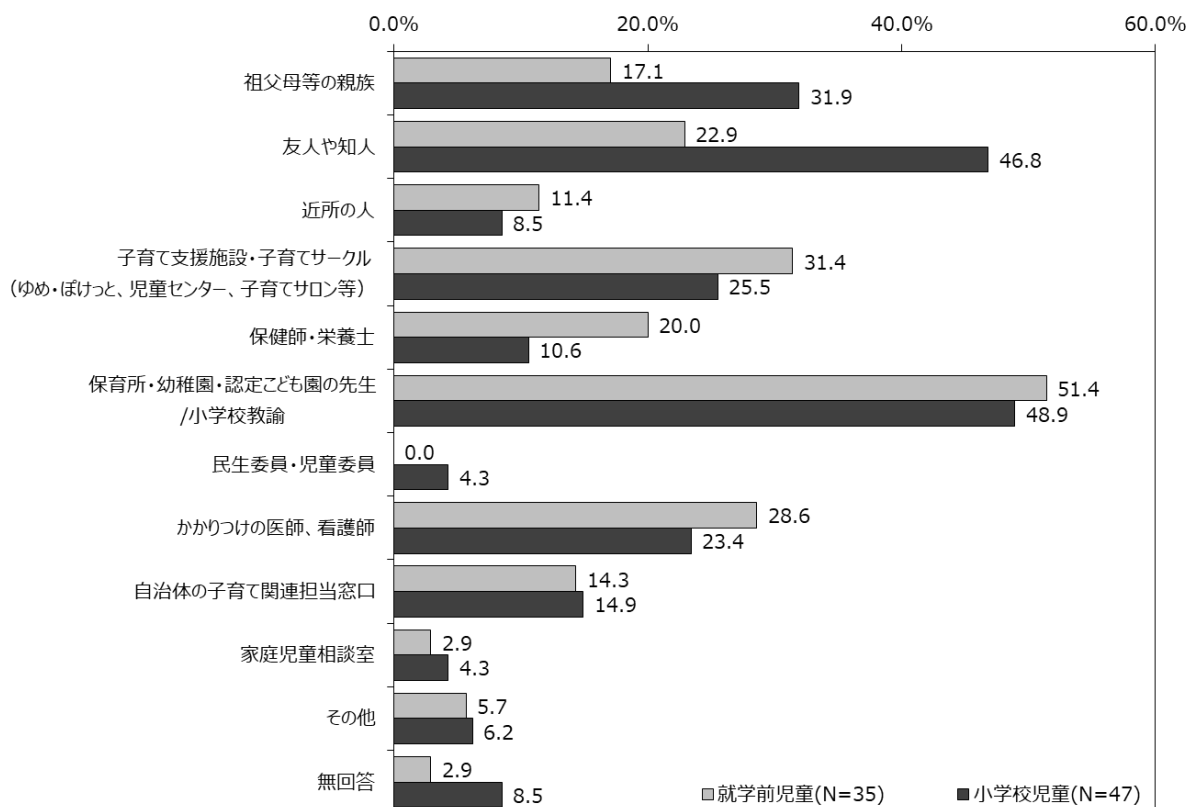


資料：本計画策定に係る意識調査

(4) 子育て（教育）に関して希望する相談先

就学前児童保護者では、「保育所・幼稚園・認定こども園の先生」(51.4%)が最も多く、次いで「子育て支援施設・子育てサークル（ゆめ・ぼけっと、児童センター、子育てサロン等）」(31.4%)、「かかりつけの医師、看護師」(28.6%)となっています。

小学校児童保護者では、「小学校教諭」(48.9%)が最も多く、次いで「友人や知人」(46.8%)、「祖父母等の親族」(31.9%)、となっています。



資料：本計画策定に係る意識調査

2 子育てに対する意識

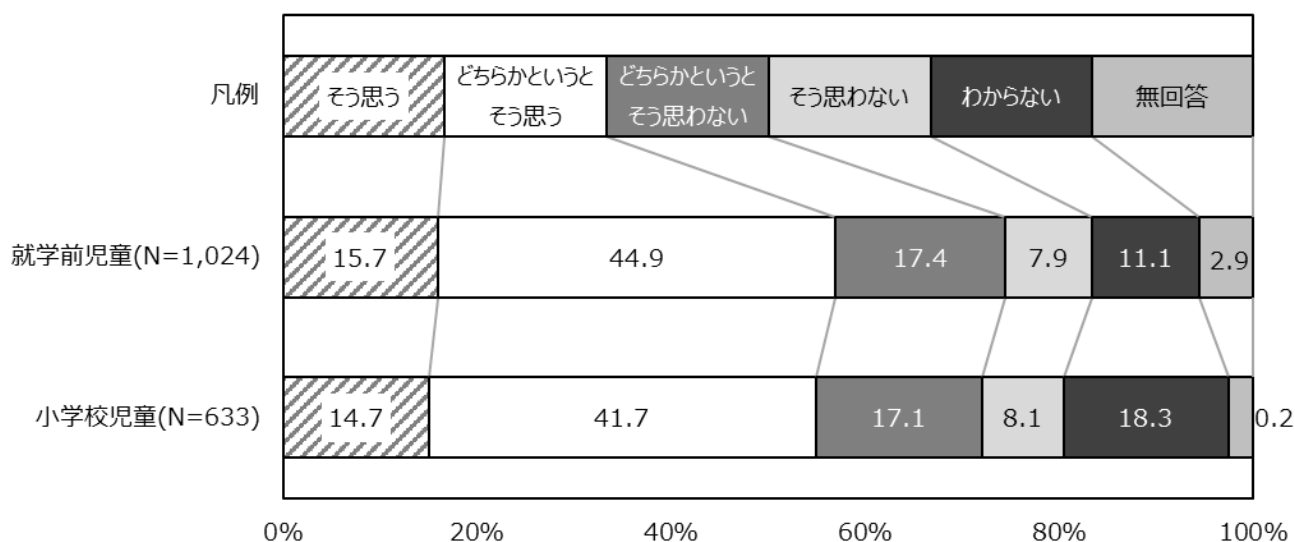
意識調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、気になることに、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」等の割合が高いことがうかがえます。(27頁、28頁参照)

支援を必要とするこどもや、困難を抱えた家庭のこどもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮をすることや、こどものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

また、子育て世帯が多様なサービスを利用しながら安心して暮らしていけるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上が必要です。特に、支援が必要な家庭に対しては、相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図り、切れ目のない支援が求められます。

(1) 佐賀市における子育てのしやすさ

就学前児童保護者、小学校児童保護者のいずれも「佐賀市において子育てしやすいと思う人」が6割程度となっており、「そう思わない人」は2.5割程度となっております。

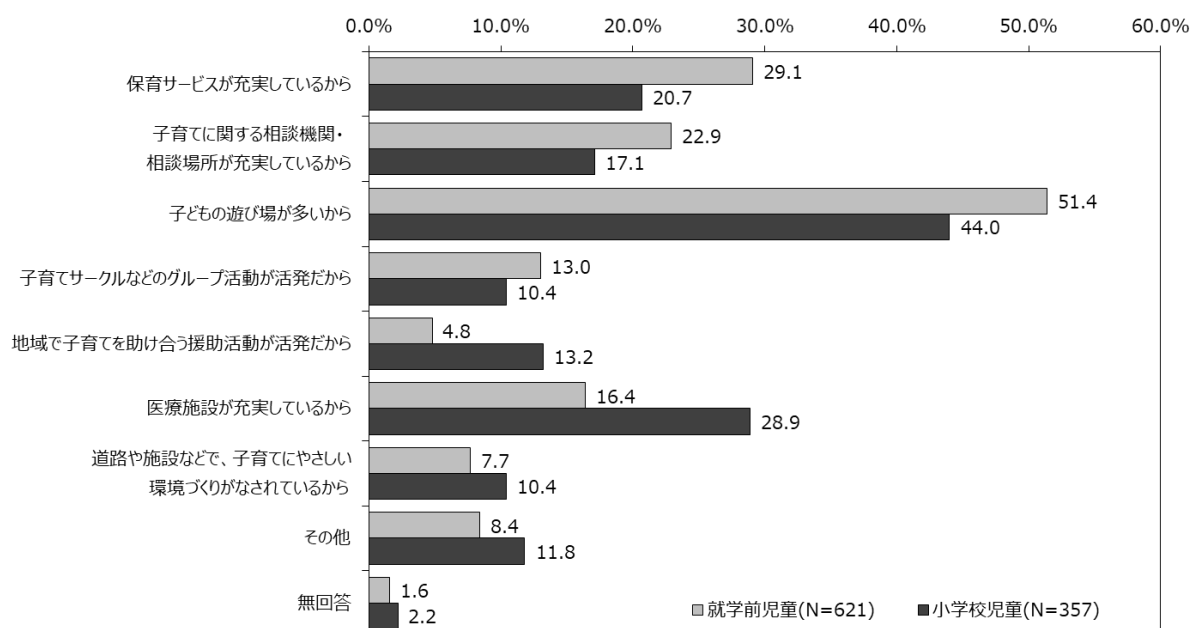


資料：本計画策定に係る意識調査

(2) 子育てしやすいまちだと思える理由

就学前児童保護者では、「子どもの遊び場が多いから」(51.4%)が最も多く、次いで「保育サービスが充実しているから」(29.1%)、「子育てに関する相談機関・相談場所が充実しているから」(22.9%)となっています。

小学校児童保護者では、「子どもの遊び場が多いから」(44.0%)が最も多く、次いで「医療施設が充実しているから」(28.9%)、「保育サービスが充実しているから」(20.7%)となっています。



資料：本計画策定に係る意識調査

(1)で「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した保護者の回答

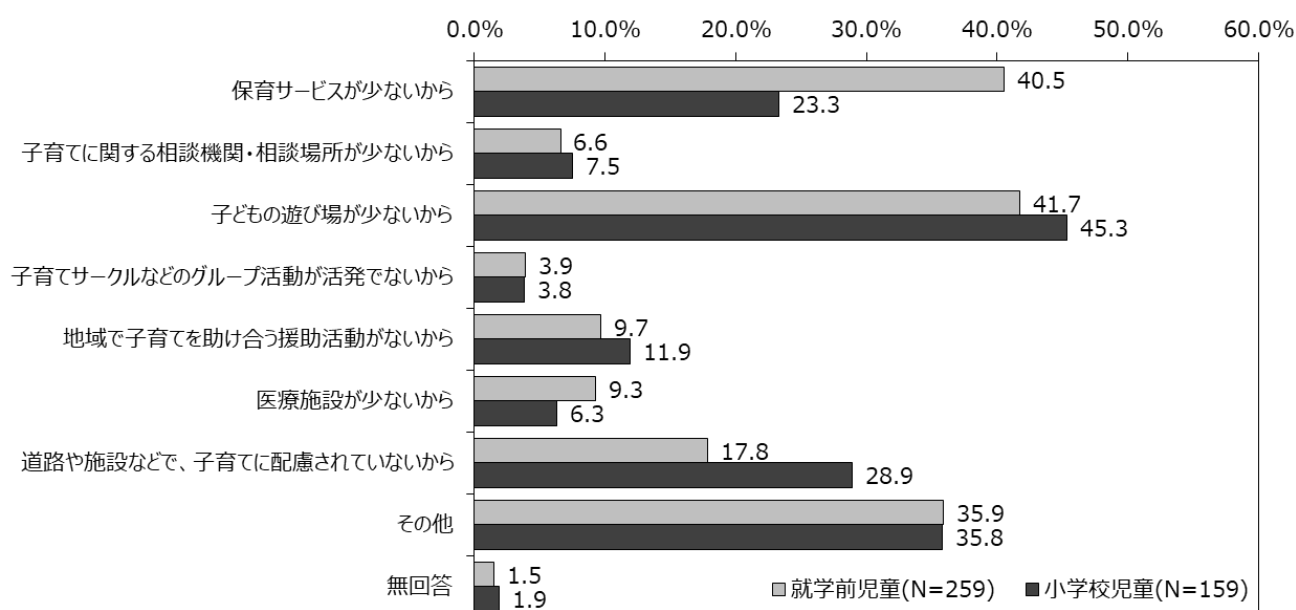
(3) 子育てしやすいまちではないと思う理由

就学前児童保護者では、「子どもの遊び場が少ないから」(41.7%)が最も多く、次いで「保育サービスが少ないから」(40.5%)、「その他」(35.9%)となっています。

小学校児童保護者では、「子どもの遊び場が少ないから」(45.3%)が最も多く、次いで「その他」(35.8%)、「道路や施設などで、子育てに配慮されていないから」(28.9%)となっています。

就学前児童保護者における、「その他」(35.9%)の回答では、「こども医療費が完全に無償化されていないから」、「多胎児に対する支援が少ないから」、「病児保育施設が少ないから」等の回答がありました。

小学校児童保護者における、「その他」(35.8%)の回答では、「調剤に係るこども医療費が無償ではないから」、「放課後児童クラブの利用料が高いから」、「他都市に比べ子育て支援が少ないから」等の回答がありました。



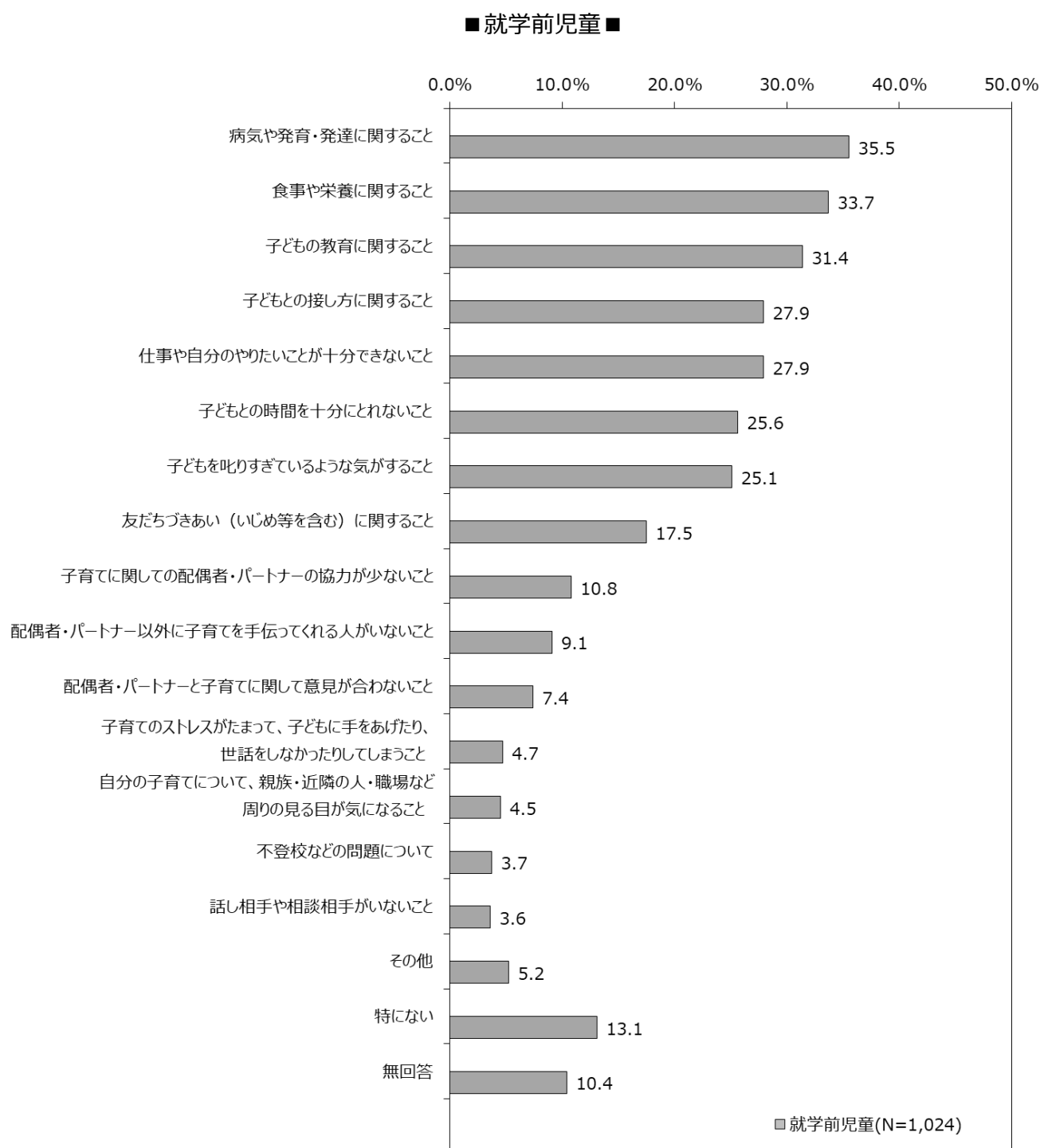
資料：本計画策定に係る意識調査

(1) で「どちらかというと思わない」、「そう思わない」と回答した保護者の回答

(4) 子育てに関して日常悩んでいること、気になること

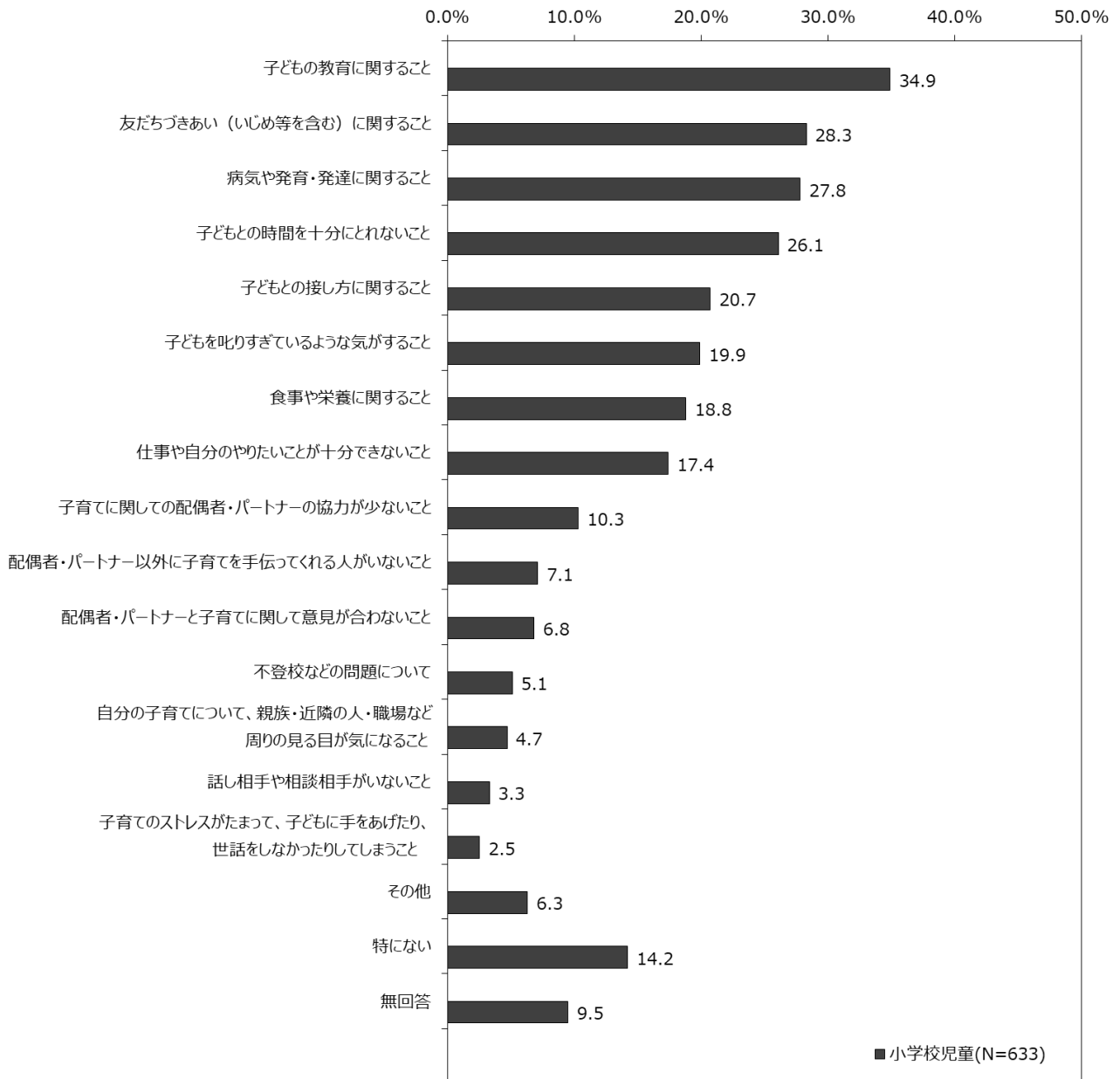
就学前児童保護者では、「病気や発育・発達に関すること」(35.5%)が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(33.7%)、「子どもの教育に関すること」(31.4%)となっています。

小学校児童保護者では、「子どもの教育に関すること」(34.9%)が最も多く、次いで「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(28.3%)、「病気や発育・発達に関すること」(27.8%)となっています。



資料：本計画策定に係る意識調査

■ 小学校児童 ■



資料：本計画策定に係る意識調査

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ての基本は家庭であることから、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもと、佐賀市の特性を活かし、こどもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、こどもの幸せを第一に考え、家庭と地域や職場など社会全体が一体となって支えていく佐賀市を目指し、この計画の理念とします。



子ども親も 心豊かに 共育ち

家庭・地域・社会で育む

子どもの笑顔

2 基本目標

基本理念に基づき、子ども・家庭・社会環境・地域などがそれぞれの責務を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、次の基本目標を掲げます。

○子どもがたくましく健やかに育つ環境づくり

子育て支援サービス等の影響を受けるのは、多くは子ども自身であることから、こどもの幸せを願い、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。

サービスの量と質の確保に加え、家庭ごとの特性や多様なニーズに対応できるような柔軟な取り組みや、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援を行うことで、すべての子どもがたくましく健やかに育つことを目標とします。

また、こどもは次代の親となります。豊かな人間性と社会性を育み自立した家庭を持つことができるような環境づくりを目標とします。

○子育ての誇りと喜びを実感できる家庭づくり

子育ては家庭で行われるというのが基本です。保護者が、子どもと一緒に笑顔と会話であふれ、子育ての喜びが感じられる家庭をつくってもらうことを目標とします。

○子育てへの理解と協力ができる社会づくり

仕事と家庭の両立や、男性の積極的な育児参加には、企業を含めた地域社会の理解が必要であり、親だけでなく社会全体で協力してすすめていくという認識が必要です。また、妊婦や幼児が安心して外出したり遊んだりできるような環境の整備や、仕事と生活の調和が実現できるような取り組みを進め、ライフステージに応じた切れ目のない取り組みを行い、子育てにやさしい社会づくりを目標とします。

○お互いに声をかけ合い、支え合う地域づくり

地域には、育児経験豊富な人材や地域に貢献したい方も多く、加えて地域に受け継がれる伝統文化があります。隣近所など地域の密接なつながりによりみんなで声をかけ合い、次代を担うこどもの成長や、こどもを育成する家庭を地域全体で支援し、子育て機能を再生する地域関係づくりを目標とします。

第 5 章 施策の展開

1 基本理念の現実に向けたそれぞれの取組

基本理念の実現に向け、6つの基本施策に沿って以下の取組を進めます。

基本施策1 地域における子育て・親育ちへの支援

《基本事業1》 家庭教育への支援の充実

【事業の方向性】

家庭における子育て等の知識を高め、家庭教育支援の取組を行います。

子育てに関する講座等の開催や子育て情報誌の発行など、子育てに関する教育や子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、子育て中の保護者たちが交流し、子育ての情報や悩みを共有する場として、子育てサークルや子育てサロンの充実を図ります。

【事業の項目】

- 子育てに関する講座の開催
- 子育てに関する情報の提供
- 子育てサークルや子育てサロンの充実
- 「なかまほいく」の実施

《基本事業2》 保育サービスの充実

【事業の方向性】

こどもの幸せを第一に考え、子育て家庭が地域の中で、子育てに喜びを感じながら安心して子育てができるよう、生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスを提供します。

また、国際化の進展に伴い海外から帰国したこどもや外国人のこどもなど、国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景を持つこども、いわゆる外国につながるこどもが増加している現状を踏まえ、関係機関と連携し、提供する情報を充実させるなど、外国につながるこどもや保護者に対して丁寧な支援に取り組みます。

子ども・子育て支援新制度は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質と量を充実させようとするものです。第6章の事業計画にこれらの量の見込みを掲げますが、保育所等の保育事業や放課後児童クラブ事業等の保育サービス、市民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業等を実施するとともに、地域との交流事業や教育・保育従事者への研修実施等、保育サービスの質の向上に努めます。

【事業の項目】

- 未就学児・小学生を対象とした保育の実施
- 病気のこどもを対象とした保育の実施
- 市民相互により子育てを支援する取組
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における異年齢者との交流
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象とした研修会等の実施
- 利用者支援の実施
- 子育てのための施設等利用給付の実施

《基本事業3》 子育てを地域全体で支える環境づくり

【事業の方向性】

子どもへのまなざし運動を、家庭、地域、企業等、学校等そして行政が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図り、全ての大人が関わって子育てを支える意識を醸成します。

また、地域の関係団体と行政が協働して子育てを支援する関係づくりに努め、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携して、こどもの健全育成や子育て支援の取組を進めます。

そして、「現在から将来にわたり全てのこどもたちが夢や希望を持てる社会」を目指して子どものライフステージに応じた支援に努めるとともに、地域におけるこどもの居場所づくりを推進し、地域で見守り支え合う子育て支援を推進します。

【事業の項目】

- 子どもへのまなざし運動
- 地域の関係団体による子育て支援
- 市民との協働を進める取組
- 地域における人材育成
- こどもの居場所づくりの推進

《基本事業4》 地域における児童の健全育成

【事業の方向性】

児童センター（児童館）、公民館、学校等の社会資源を活用し、講座や遊び場を提供します。

また、民生委員児童委員協議会、地域ボランティア、子ども会、自治会等の地域の関係団体と連携を図りながら、地域における世代間交流や体験活動の開催等、児童健全育成の活動を推進します。

また、国の「放課後児童対策パッケージ」を活用し、放課後のこども達にとって適切な生活の場となるよう質の向上や施設の整備を進めます。

【事業の項目】

- 児童の遊び場・居場所の提供
- 児童の健全育成活動の実施
- 放課後子ども教室の実施

基本施策2 子どもの生きる力を育む環境の充実

〈基本事業1〉 幼児教育の充実

【事業の方向性】

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、保育所、幼稚園等を通じた幼児教育全体の質の向上を図るため、環境を整備するとともに保育所、幼稚園等の職員を対象とした研修会や研究会を開催し、教育・保育従事者の資質向上に努めます。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、こどもの育ちや学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園等から小学校へ進級する際の幼保小連携プログラムの実践や合同研修等を行います。

【事業の項目】

- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における未就学児を対象とした教育
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象とした研修会等の実施
- 幼保小の接続期における教育推進
- 子育てのための施設等利用給付の実施

〈基本事業2〉 確かな学力の育成

【事業の方向性】

社会環境が大きく変化する中、こどもたちが主体的に生きていくことができる力を育むため、こども同士が学び合い、多様な考え方に触れながら学んだ知識をもとに主体的に判断し、課題解決や新たな価値を生み出していく力を育みます。

【事業の項目】

- 確かな学力の向上に向けた指導の充実
- 教職員の資質向上
- 地域とともにある学校づくり

《基本事業3》 豊かな心の育成

【事業の方向性】

こどもの豊かな心を育むため、地域や学校での道徳教育や情操教育を進めるとともに、こどもの自主性や協調性の向上に向けて、キャンプ等の自然体験、野外体験の機会の提供に努めます。

また、差別・偏見などの「心のバリア」をなくし、命の大切さを学ぶための人権教育や世代間交流を進めるとともに、異年齢児とのふれあいや学校での性に関する教育をとおして次代の親として意識の醸成を図ります。

【事業の項目】

- 学校や地域での道徳教育、人権・同和教育の推進
- 郷土学習や伝統文化を体験する機会の提供
- 本とのふれあい
- 自然体験や野外体験の機会の提供
- 次代の親の育成の取組
- 環境教育の推進

《基本事業4》 健やかな体の育成

【事業の方向性】

スポーツ少年団や少年スポーツ大会等、こどものスポーツへの参加をとおして、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成し、体力向上や心身の健全な成長を図ります。

【事業の項目】

- スポーツ活動への参加の促進
- スポーツに親しむ機会の提供

《基本事業5》 いじめ・非行の防止や不登校児を支える体制づくり

【事業の方向性】

いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、スクールカウンセラー等の配置、相談窓口の設置など専門的な相談体制の強化を図るとともに、地域での街頭見守り活動をはじめ、学校、家庭、地域及び関係機関による連携した取組を進めます。

【事業の項目】

- 専門的な相談体制の充実
- 非行・被害防止に関する取組
- 有害環境対策の推進
- 関係機関と連携した取組

基本施策3 支援を要する子どもや家庭を支える取り組みの推進

〈基本事業1〉 要保護児童対策の充実

【事業の方向性】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、関係機関（児童相談所、警察、地域団体（民生委員児童委員協議会、母子保健推進員等）、小・中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等）との連携強化を図るとともに、子育て家庭からの気軽な相談や、児童虐待などの専門性と継続的支援が必要な相談にも対応できる体制を整備します。

また、関係機関への研修や市民への啓発を行います。

【事業の項目】

- 関係機関との情報共有と連携強化
- 相談・支援体制の充実
- 関係機関の対応力向上の取組
- 早期発見・予防のための取組

〈基本事業2〉 ひとり親家庭への支援

【事業の方向性】

ひとり親家庭の子育てや家計の負担に配慮して策定した「佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」に基づき、個々の家庭の状況やニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを展開するとともに、必要なときに必要な情報や支援が提供される環境整備を進めます。

【事業の項目】

- 相談機能の強化・情報提供の充実
- 環境変化に対するサポートの充実
- 子育て・生活支援の充実
- 就業支援体制の確立
- 養育費の確保の推進
- 経済的支援の推進

《基本事業3》 障がいのある子どもと家庭への支援

【事業の方向性】

保育所等や放課後児童クラブでの障がいのあるこどもを対象とした保育サービスの実施や、障がいのあるこどもの学習の理解や学校への適応など健全な発達を支援するための教育支援の取組を進めるとともに、教育にかかる経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を助成します。

また、障がいのあるこどもや家庭からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を行います。

そして、障がい児が、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関連機関による協議の場を設けるなど、各機関の連携強化を図ります。

【事業の項目】

- 障がいのあるこどもを対象とした保育の実施
- 相談体制の充実
- 障がいのあるこどもの自立支援の取組
- 教育にかかる経済的負担の軽減

《基本事業4》 子育てにかかる経済的負担の軽減・経済格差対策の推進

【事業の方向性】

児童手当の支給や医療費の助成等により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、人材育成の根幹となる幼児教育、義務教育段階において、家庭の経済力の差により、こどもの学びや育ちが十分に保障されない状況にならないよう、就学にかかる経費の援助等、必要な支援を行います。

【事業の項目】

- 手当の支給
- 医療にかかる経済的負担の軽減
- 教育・保育にかかる経済的負担の軽減

基本施策4 親子の健康の確保・増進

〈基本事業1〉 妊娠期からの切れ目ない親子の健康づくり

【事業の方向性】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、親子の健康の確保や親の育児不安の解消を図るための取組を進めます。

妊産婦や乳幼児の健康診査、産後の支援、乳幼児のいる家庭への訪問指導等を行うとともに、むし歯の予防に向けた取組を行います。

また、必要な方には助産施設での助産やサポートママの派遣などの出産時の支援、乳幼児期の親子のふれあいや親同士の仲間づくりのための取組を行います。

【事業の項目】

- 健康診査の実施
- 訪問指導の実施
- 相談体制の充実
- 産後ケアの実施
- 親子の交流の場の提供
- むし歯の予防に向けた取組
- 家事・育児支援サービスの提供
- 出産にかかる経済的負担の軽減
- 給付金の支給

〈基本事業2〉 食生活を見直し、健康的な生活を送るための支援

【事業の方向性】

正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりに向け、食に関する教育を行います。

【事業の項目】

- 食に関する教育の実施

〈基本事業3〉 救急医療の確保における小児医療の充実

【事業の方向性】

こどもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、救急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。

【事業の項目】

- 緊急時の医療体制の充実

基本施策5 仕事と家庭との両立の推進

《基本事業1》 働きながら子育てすることへの理解

【事業の方向性】

「仕事と生活の調和」の実現に向け、労働者、事業主、地域社会の理解や合意形成を促進するために、広報や啓発を行います。

労働者に対しては、性別による役割についての固定化した考え方を解消し、一人ひとりが自分の望む「仕事と生活の調和」を実現できる社会に向けた意識を醸成します。

事業主に対しては、労働者の希望する「仕事と生活の調和」の実現を支援する制度や環境づくりに向けた啓発を行います。また、地域社会に対しては、働きながら子育てをする家庭を理解し、支援する意識の醸成に向けた啓発を行います。

【事業の項目】

- 広報・啓発の取組

《基本事業2》 保育サービスの充実（再掲）

【事業の方向性】

働きながら子育てをする家庭において、「仕事と生活の調和」について誰もが自分が希望する生き方を実現できるよう、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考え、働きながら子育てをする家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスを提供します。

保育所等の保育事業や放課後児童クラブ事業等の保育サービス、市民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業等を実施するとともに、地域との交流事業や教育・保育従事者への研修実施等、保育サービスの質の向上に努めます。

【事業の項目】

- 未就学児・小学生を対象とした保育の実施
- 病気のこどもを対象とした保育の実施
- 市民相互により子育てを支援する取組
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における異年齢者との交流
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象にした研修会等の実施
- 利用者支援の実施
- 子育てのための施設等利用給付の実施

基本施策6 子どもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備

《基本事業1》 良好な居住環境・生活環境等の確保・整備

【事業の方向性】

こどもや妊婦等における、歩道や公共施設等の利便性を高めるとともにバリアフリー化の推進を図ります。

また、こどもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理を行います。

そのほか、子育て世帯が安心して子育てができる住環境の確保に向けた取組を行います。

【事業の項目】

- 歩道や施設の利便性の向上・バリアフリー化の推進
- 安全な公園の整備
- 安心して子育てができる住宅の供給

《基本事業2》 交通安全を確保する取組

【事業の方向性】

各地区での交通安全指導員による街頭指導や、小中学校や保育所、幼稚園等で交通安全教室を実施するなど、交通安全に関する啓発を行い、事故防止に努めます。

また、事故の危険性の高い通学（園）路や園外活動の移動経路について、安全・安心に歩行できるよう整備するなど、安全性を高める取組を進めます。

【事業の項目】

- 交通安全の街頭指導
- 交通安全に関する啓発
- 安全な環境整備

《基本事業3》 子どもを危険から守る取組

【事業の方向性】

防犯上必要な情報を速やかに関係者に提供する取組や、関係機関等との連携を図りながら地域全体で子どもを危険から守る取組を進めるとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の設置を推進します。

【事業の項目】

- 防犯の情報提供
- 安全な地域づくり

第 6 章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条第2項」では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本市では、市全域を一つの区域として、教育・保育の提供体制の確保にあたります。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

第3期計画期間における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保についての考え方は、次のとおりです。

◆「量の見込み」の考え方

第2期計画期間の令和2年度から令和5年度までの教育・保育の実績から見込みました。

◆「確保の方策（目標事業量）」の考え方

(1) 定員の適正化が図られているため、「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く。）が認可施設に移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。ただし、移行に伴う定員増は認めないものとします。

(2) 今後、量の確保から質の向上へシフトしていくことを念頭に置きながら、以下の視点などから施策の展開を図ります。

- ・子育てに関わる新たなニーズへの対応
- ・配慮が必要な児童等への支援
- ・保育従事者の負担軽減
- ・保育従事者の人材確保・職場環境改善への取組
- ・施設や人材を活用した施設の多機能化の推進

○実績

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
人口	A	0歳児	3,419	3,294	3,259	2,983	2,865	
		1歳児	1,901	1,811	1,700	1,776	1,602	
		2歳児	1,971	1,916	1,848	1,711	1,787	
		3～5歳児	6,296	6,074	5,968	5,816	5,562	
		合計	13,587	13,095	12,775	12,286	11,816	
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	B	3号	0歳児	933	919	1,003	976	937
			1歳児	1,189	1,145	1,110	1,182	1,065
			2歳児	1,133	1,181	1,148	1,106	1,154
	2号	3～5歳児	3号	3,750	3,758	3,737	3,676	3,515
			1号	2,556	2,342	2,243	2,135	2,041
	合計	9,561	9,345	9,241	9,075	8,712		
	市外児童で市内施設利用	C	3号	0歳児	20	20	19	21
1歳児				21	23	21	31	31
2歳児				31	19	34	26	26
2号		3～5歳児	3号	112	102	103	102	102
			1号	137	125	116	115	115
合計		321	289	293	295	295		
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。		D	3号	0歳児	45	50	50	49
	1歳児			18	21	31	24	24
	2歳児			13	6	9	16	16
	2号	3～5歳児	3号	6	19	14	16	16
			1号	-	-	-	-	-
合計	82	96	104	105	105			
園指定待機児童数	E	3号	0歳児	158	214	276	251	251
			1歳児	43	53	34	36	36
			2歳児	22	14	18	11	11
	2号	3～5歳児	3号	3	3	2	5	5
			1号	-	-	-	-	-
合計	226	284	330	303	303			
入所児童数 市内施設利用 B+C+D-E	F	3号	0歳児	840	775	796	795	756
			1歳児	1,185	1,136	1,128	1,201	1,084
			2歳児	1,155	1,192	1,173	1,137	1,185
	2号	3～5歳児	3号	3,865	3,876	3,852	3,789	3,628
			1号	2,693	2,467	2,359	2,250	2,156
合計	9,738	9,446	9,308	9,172	8,809			
利用定員数 市内施設 H+I+J	G	3号	0歳児	817	807	804	803	810
			1歳児	1,117	1,140	1,141	1,150	1,163
			2歳児	1,275	1,287	1,286	1,288	1,293
	2号	3～5歳児	3号	3,557	3,613	3,564	3,584	3,595
			1号	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932
合計	10,272	10,072	10,015	9,955	9,793			
教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号	0歳児	660	652	647	648	655
			1歳児	956	965	977	983	996
			2歳児	1,109	1,105	1,107	1,112	1,117
	2号	3～5歳児	3号	3,529	3,591	3,544	3,559	3,570
			1号	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932
合計	9,760	9,538	9,495	9,432	9,270			
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	I	3号	0歳児	123	120	116	114	114
			1歳児	134	135	131	130	130
			2歳児	143	145	140	139	139
	2号	3～5歳児	3号	-	-	-	-	-
			1号	-	-	-	-	-
合計	400	400	387	383	383			
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号	0歳児	34	35	41	41	41
			1歳児	27	40	33	37	37
			2歳児	23	37	39	37	37
	2号	3～5歳児	3号	28	22	20	25	25
			1号	-	-	-	-	-
合計	112	134	133	140	140			
過不足 (利用定員数-入所児童数) G-F	3号	0歳児	-23	32	8	8	54	
		1歳児	-68	4	13	-51	79	
		2歳児	120	95	113	151	108	
	2号	3～5歳児	3号	-308	-263	-288	-205	-33
			1号	813	758	861	880	776
合計	534	626	707	783	984			
施設利用率 (入所児童数÷人口推計) B÷A	3号	0歳児	0.272	0.278	0.307	0.327	0.327	
		1歳児	0.625	0.632	0.652	0.665	0.665	
		2歳児	0.574	0.616	0.621	0.646	0.646	
	2号	3～5歳児	3号	0.595	0.618	0.626	0.632	0.632
			1号	0.405	0.385	0.375	0.367	0.367

※0歳児の児童数については、2学年分（「4月1日には生まれておらず、年度途中に生まれた学年」と「前年度に生まれたものの、4月1日時点では0歳の学年」）を集計しています。

○教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口	A	0歳児	2,852	2,832	2,805	2,778	2,751
		1歳児	1,490	1,483	1,476	1,462	1,448
		2歳児	1,612	1,500	1,492	1,486	1,471
		3～5歳児	5,439	5,201	4,987	4,686	4,556
		合計	11,393	11,016	10,760	10,412	10,226
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	B	3号 0歳児	933	926	917	908	900
		3号 1歳児	991	986	982	972	963
		3号 2歳児	1,041	969	964	960	950
		2号 3～5歳児	3,437	3,287	3,152	2,962	2,879
		1号 3～5歳児	1,996	1,909	1,830	1,720	1,672
合計	8,398	8,077	7,845	7,522	7,364		
市外児童で市内施設利用	C	3号 0歳児	21	21	21	21	21
		3号 1歳児	31	31	31	31	31
		3号 2歳児	26	26	26	26	26
		2号 3～5歳児	102	102	102	102	102
		1号 3～5歳児	115	115	115	115	115
合計	295	295	295	295	295		
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号 0歳児	49	49	49	49	49
		3号 1歳児	24	24	24	24	24
		3号 2歳児	16	16	16	16	16
		2号 3～5歳児	16	16	16	16	16
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-
合計	105	105	105	105	105		
園指定待機児童数	E	3号 0歳児	251	251	251	251	251
		3号 1歳児	36	36	36	36	36
		3号 2歳児	11	11	11	11	11
		2号 3～5歳児	5	5	5	5	5
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-
合計	303	303	303	303	303		
量の見込み 市内施設利用 B+C+D-E	F	3号 0歳児	752	745	736	727	719
		3号 1歳児	1,010	1,005	1,001	991	982
		3号 2歳児	1,072	1,000	995	991	981
		2号 3～5歳児	3,550	3,400	3,265	3,075	2,992
		1号 3～5歳児	2,111	2,024	1,945	1,835	1,787
合計	8,495	8,174	7,942	7,619	7,461		
提供体制の確保 市内施設 H+I+J	G	3号 0歳児	810	810	810	810	810
		3号 1歳児	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
		3号 2歳児	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
		2号 3～5歳児	3,595	3,595	3,595	3,595	3,595
		1号 3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932
合計	9,793	9,793	9,793	9,793	9,793		
教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号 0歳児	655	655	655	655	655
		3号 1歳児	996	996	996	996	996
		3号 2歳児	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
		2号 3～5歳児	3,570	3,570	3,570	3,570	3,570
		1号 3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932
合計	9,270	9,270	9,270	9,270	9,270		
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	I	3号 0歳児	114	114	114	114	114
		3号 1歳児	130	130	130	130	130
		3号 2歳児	139	139	139	139	139
		2号 3～5歳児	-	-	-	-	-
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-
合計	383	383	383	383	383		
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号 0歳児	41	41	41	41	41
		3号 1歳児	37	37	37	37	37
		3号 2歳児	37	37	37	37	37
		2号 3～5歳児	25	25	25	25	25
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-
合計	140	140	140	140	140		
過不足 (提供体制の確保ー量の見込み) G-F	G-F	3号 0歳児	58	65	74	83	91
		3号 1歳児	153	158	162	172	181
		3号 2歳児	221	293	298	302	312
		2号 3～5歳児	45	195	330	520	603
		1号 3～5歳児	821	908	987	1,097	1,145
合計	1,298	1,619	1,851	2,174	2,332		
施設利用率 (入所児童数÷人口推計) B÷A	B÷A	3号 0歳児	0.327	0.327	0.327	0.327	0.327
		3号 1歳児	0.665	0.665	0.665	0.665	0.665
		3号 2歳児	0.646	0.646	0.646	0.646	0.646
		2号 3～5歳児	0.632	0.632	0.632	0.632	0.632
		1号 3～5歳児	0.367	0.367	0.367	0.367	0.367

保育認定の就労時間の下限について

◆保育認定における就労時間の下限について

保育認定については、「保育標準時間」（主にフルタイムの就労を想定）及び「保育短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分があります。

保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限時間については、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされており、就労時間の下限時間を引き下げれば、保育の必要性の認定範囲が短時間勤務の家庭の児童にまで拡大され、保育需要の増加につながります。

◆佐賀市における就労時間の下限について

現在、本市において待機児童は発生しておらず、第3期計画期間の教育・保育の提供体制は確保できる見込みであることから、就労を事由とする場合、就労時間の下限を「1か月当たり56時間以上」に引き下げるものとします。

第2期計画	第3期計画
64時間／月	56時間以上／月

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

No	事業名	担当部署	事業実施地域
(1)	利用者支援事業	保育幼稚園課	市全域
(2)	延長保育事業（2号、3号認定の児童）	保育幼稚園課	
(3)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育幼稚園課	
(4)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育幼稚園課	
(5)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て総務課	
(6)	子育て短期支援事業	こども家庭課	
(7)	乳幼児家庭全戸訪問事業	健康づくり課	
(8)	養育支援訪問事業	こども家庭課	
(9)	地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	
(10)	ア 一時預かり事業（未就園児）	保育幼稚園課	
	イ 一時預かり事業（1号認定の児童）	保育幼稚園課	
(11)	病児・病後児保育事業	子育て総務課	
(12)	子育て援助活動支援事業	保育幼稚園課	
(13)	妊婦健康診査	健康づくり課	
(14)	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	

(1) 利用者支援事業

◆事業内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分	第3期計画
指標	事業の実施箇所数 【単位：箇所】
量の見込みの考え方	保育園等への入所申込の窓口であるとともに、各事業の担当職員が配置されている佐賀市役所本庁舎（1箇所）で実施し、現体制の維持が必要であると見込みました。
確保の方策の考え方	保育幼稚園課の窓口には専門相談員を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談対応等を行うよう努めます。

○第2期計画の実績

(単位：箇所)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	1	1	1	1	1

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（2号、3号認定の児童）

◆事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園、地域型保育事業において保育を実施する事業です。

区分	第3期計画
指標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込みの考え方	利用実績から算出 (2号、3号認定児童の推計値×利用率の推計値)
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 市内施設を利用している2号、3号認定児童数×利用率〔令和2～5年度の平均値〕

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	54,471	54,538	50,110	49,534	49,310

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074
確保の方策	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けたこどもの保護者が支払うべき費用の全部または一部を助成する事業です。

◆確保の方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から事業を開始しており、今後も給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆事業内容

認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆確保の方策

国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の教室、専用館、児童館等を利用して適切な生活の場を与えて、児童の健全育成・安全確保等を図る事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者数 【単位：人】
量の見込み の考え方	小学校児童数推移推計及び利用継続率（1～3年生）並びに他市利用率調査（4～6年生）の結果により推計
確保の方策 の考え方	待機児童があるクラブを優先して専用区画等を確保し、受け入れ可能数を拡大します。 【算定方法】 期間中の待機児童を解消した上で、6年生までの受入拡大を順次進め、令和9年度に達成を見込みました。

○第2期計画の実績

（単位：人）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	2,348	2,549	2,629	2,871	2,992

○第3期計画の目標事業量

（単位：人）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,903	3,932	3,839	3,749	3,599
1年生	1,084	1,051	970	987	905
2年生	1,006	1,053	1,020	939	957
3年生	851	850	889	858	796
4年生	485	497	487	490	475
5年生	296	293	291	294	291
6年生	181	188	182	181	175
確保の方策	3,450	3,700	3,839	3,749	3,599

(6) 子育て短期支援事業

◆事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な支援を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

区分	第3期計画
指標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込みの考え方	利用実績から算出
確保の方策の考え方	令和5年度から確保した専用居室の維持と新たな受け入れ先の確保に努めます。

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	45	116	210	874	2,000

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(7) 乳幼児家庭全戸訪問事業

◆事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	第3期計画														
指標	出生数 【単位：人】														
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計値														
確保の方策の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 0歳児の人口推計値 ※参考：人口推計による0歳の人口 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,400</td> <td>1,387</td> <td>1,373</td> <td>1,360</td> <td>1,347</td> </tr> </tbody> </table>					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度											
1,400	1,387	1,373	1,360	1,347											

○第2期計画の実績

(単位：人)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	1,625	1,666	1,505	1,517	1,406

○第3期計画の目標事業量

(単位：人)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347
確保の方策	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

(8) 養育支援訪問事業

◆事業内容

児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、支援員が家庭訪問し、適切な援助や相談を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	訪問件数 【単位：件】
量の見込み の考え方	利用実績から算出
確保の方策 の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第2期計画の実績

(単位：件)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	259	399	491	613	650

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	650	650	650	650
確保の方策	650	650	650	650	650

(9) 地域子育て支援拠点事業

◆事業内容

就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	第3期計画
指標	子育て支援センター（公立・私立）の利用者数（サロン参加者・自由来館者）【単位：人日】
量の見込みの考え方	コロナ禍以前（平成29～令和元年度）の利用実績を基に算出する利用率から推計 0～2歳児の人口推計値×利用率
確保の方策の考え方	・サロンへの参加希望者全員が参加できる現体制の維持に努めます。 ・自由来館者に対するの援助体制の維持に努めます。

サロン参加者

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	10,026	6,603	10,700	13,074	15,635

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175
確保の方策	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175

自由来館者

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	26,402	24,162	28,409	36,224	35,022

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752
確保の方策	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752

(10) ア 一時預かり事業（未就園児）

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込み の考え方	利用実績から算出（在園児以外の児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策 の考え方	本事業に係る現体制の維持に努めます。 【算定方法】 未就園児の推計値×利用率〔令和2～5年度の利用率平均+伸び率（令和2～5年度の平均値）〕

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	2,755	2,884	2,775	3,569	3,040

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841
確保の方策	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841

(10) イ 一時預かり事業（1号認定の児童）

◆事業内容

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

区分	第3期計画
指標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込みの考え方	利用実績から算出（1号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 1号認定児童の推計値×利用率〔令和4～5年度の利用率平均+伸び率（令和2～5年度の平均値）〕

○第2期計画の実績

（単位：人日）

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実績	122,977	125,026	130,786	139,494	137,914

○第3期計画の目標事業量

（単位：人日）

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968
確保の方策	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968

(11) 病児・病後児保育事業

◆事業内容

保護者が就労している場合等において、体調不良の児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

区分	第3期計画														
指標	利用者の延べ人数 【単位：人日】														
量の見込みの考え方	コロナ禍前（平成29～令和元年度）の3か年の利用実績を元に算出														
確保の方策の考え方	年間 4,060 人（14 人／日×290 日）を受け入れることができる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 「人口推計による0～9歳の人口」×「平成29～令和元年度の3か年の0～9歳人口に対する利用率」 ※参考：人口推計による0～9歳の人口 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,493</td> <td>16,959</td> <td>16,447</td> <td>15,972</td> <td>15,542</td> </tr> </tbody> </table>					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	17,493	16,959	16,447	15,972	15,542
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度											
17,493	16,959	16,447	15,972	15,542											

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	626	667	93	406	600

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,207	1,170	1,134	1,102	1,072
確保の方策	4,060	4,060	4,060	4,060	4,060

(12) 子育て援助活動支援事業

◆事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数（就学前児童、小学生） 【単位：人日】
量の見込み の考え方	コロナ禍以前（平成29～令和元年度）の利用実績を基に算出する利用率から推計 就学前児童の人口推計値・小学生の人口推計値×利用率
確保の方策 の考え方	利用希望者全てが利用できる現体制の維持に努めます。 ※就学前児童については、第1期計画では算定手法の関係上、一時預かり事業に含んでいました。第2期計画から本事業の項目に記載します。

小学生

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	734	567	676	786	844

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	902	960	1,018	1,076	1,131
確保の方策	902	960	1,018	1,076	1,131

就学前児童

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	1,086	1,045	745	636	803

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	970	1,137	1,304	1,471	1,636
確保の方策	970	1,137	1,304	1,471	1,636

(13) 妊婦健康診査

◆事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分	第3期計画				
指 標	受診回数 【単位：人回】				
量の見込み の考え方	妊婦1人当たりの受診回数を13回（過去の平均回数）として、0歳児の人口推計を基に算出				
確保の方策 の考え方	妊婦1人当たり14回（国が示す安心・安全な出産のために必要な受診回数）まで、受診できる現体制の維持に努めます。 ※参考：人口推計による0歳の人口				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

○第2期計画の実績

(単位：人回)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	20,004	19,292	18,377	17,637	18,278

○第3期計画の目標事業量

(単位：人回)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18,200	18,031	17,849	17,680	17,511
確保の方策	19,600	19,418	19,222	19,040	18,858

(14) 子育て世帯訪問支援事業

◆事業内容

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援をおこなう事業です。

区分	第3期計画
指 標	訪問件数 【単位：件】
量の見込み の考え方	これまでの養育支援訪問事業（家事・育児支援）の実績から算出
確保の方策 の考え方	対象となる世帯に訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

(単位：件)

指 標	令和6年度 (見込み)
実 績	36

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	72	72	72	72	72
確保の方策	72	72	72	72	72

第3期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和6年8月

発行：佐賀市子育て支援部保育幼稚園課

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

電話：(0952)24-3151（代表） FAX：(0952)29-2095（代表）

<http://www.city.saga.lg.jp/>
